

第七十二回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

三月二十七日

兼任

山内 一郎君

松垣徳太郎君

齋藤 十朗君

久次米健太郎君

宮之原貞光君

柏原 ヤス君

補欠選任

小山邦太郎君

安井 謙君

増田 盛君

片山 正英君

加瀬 完君

上林繁次郎君

兼任

齋藤 寿夫君

安井 謙君

補欠選任

竹内 藤男君

中村 登美君

出席者は左のとおり。

委員長

久保田藤麿君

理事

高橋 邦雄君

原 文兵衛君

占部 秀男君

河田 賢治君

委員

片山 正英君

小山邦太郎君

柴立 芳文君

竹内 藤男君

中村 登美君

鍋島 直紹君

増田 盛君

若林 正武君

秋山 長造君

松永 忠二君

国務大臣

自治 大臣

政府委員

自治大臣官房審議官

自治省税務局長

事務局長

常任委員会専門員

説明員

建設省都市局都市計画課長

上林繁次郎君
村尾 重雄君

町村 金五君

山下 稔君

首藤 義君

伊藤 保君

野呂田芳成君

本日の會議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三月二十七日、久次米健太郎君、山内一郎君、松垣徳太郎君、齋藤十朗君、宮之原貞光君及び柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君、小山邦太郎君、安井謙君、増田盛君、加瀬完君及び上林繁次郎君が選任されました。

○委員長(久保田藤麿君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○原文兵衛君 時間の関係もございまして、私は今度の改正案のうち固定資産税の一部についてだけ御質問いたします。

昨年地方税法の改正の際に、宅地に対する固定資産税の評価がえによって非常に高くなるんじゃないかというところが問題となりました。そのために、住宅用地等の改正について手直しをする必要がでないかというところが約束されておたのでございます。私どものところにも、小規模ないし零細の商工業者からたびたびこの問題について陳情がございました。そこでその後、政府でもいろいろ御検討された結果、今回の二百平方メートル以下の住宅用地については、評価額の二分之一であったのを、四分の一の額を課税標準とする特別措置となったのだらうと思っております。これが総理府の住宅統計調査あるいは建設省の住宅供給計画または不動産協会の需給調査等、いろいろな資料をもとに決定されたことだらうと思っておりますけれども、その理由について一応御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(斎藤君) 固定資産税、特に土地、その中の小規模住宅用地に対しまして今回の改正は、ただいま先生から御指摘をいただきましたとおりの理由に出るものでございますが、そのような観点から、小規模住宅地の負担を軽減いたします場合に、住民にとりまして住居を構えまするに一応最低限度必要な土地と、こういう考え方で基準を洗ってみたいわけでございます。その結果、住宅調査、住宅統計調査等によりまして都市部の住宅の平均敷地面積でございますが、これが一応百九十九平米と、こういう数字が出ましたし、そのほか、建設省の宅地供給計画におきます最低限の一戸当たりの所要面積が約二百平米と、こういうことでもございまして、かつまた不動産協会等の調査によりまして、首都圏とかそういうところの平均分譲面積というものを調べてみましたので、

が、これもほぼその見当でございます。二百平米と申しますと六十坪でございますので、大体そんなところが妥当な線ではないかということで二百平米を定めたものでございます。

○原文兵衛君 二百平方メートルの問題についてはまた後ほどちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、次に、その宅地に対する固定資産税の課税標準というものは、売買実例価額に基づいて自治大臣が定める基準によって市町村長が決定するということになっておると思っております。したがって、土地の売買価額が上昇しますとどうしても評価額が上がる、税負担が上昇するという仕組みになっていると思っております。

そこで問題となるのは、ここ二、三年来に見られるように、地価の異常な高騰、こういうようなことでまいりますと、地価の高騰による税の増額をそのまま住民に負担さしていいのであるかどうかという点を考えなければならぬと思っております。

で、昨年、住宅用地の固定資産税について、先ほど申しましたように、価格の二分之一で課税する特例をつくつたのを、今回さらに小規模住宅用地について価格の四分の一で課税するという特例をつけたのも、こういう点を考慮したものであると思っております。ただ、私は、これらの措置は住民の軽減をはかるためにきわめて適切なものであるとは思いますが、同時に、これらの措置が税の負担能力が非常に低い者に対して、異常な地価の高騰に伴う税負担のゆがみを、ひずみを是正するという趣旨であるとするならば、実はその住宅用地だけに限るといっては、減税の対象となる範囲が非常に狭過ぎるのではないだろうかと思っております。

ことに、東京のような非常に密集したところ、あるいは東京の下町辺にはいろんな例がある

のでございますが、たとえば町中の、駅前通りであるとかいうような非常に人通りの多いところにわずかな土地を持って、そこに小さな店舗をかまえている、そういう零細業者は、とても自分は住むほど面積もない、そこで自分はその近くのアパートの一部屋に住むというふうなかつこの零細事業者というふうなものもかなりあるのでございます。で、そういう人たちの立場を考えますと、自分の家を出し、そしてまた営業をし、住んでいるというふうな人たちは、いま私が申し上げたように、自分も小さなアパート、借りアパートで、借家で住んでいる。その店はわずかな面積であるけれども、人出の多いところに土地を買ってそこにかまえているというふうな者と同じような立場にあるわけなんですけれども、ところが、一方の、自分の家で営業をしている人の土地の、いわゆる併用住宅の人の土地の固定資産税は、住宅用地というところで非常に軽減されるけれども、自分もあま借りに住む、アパートなりに住んでいる。町中の人通りの多いところに小さな土地を持って店舗を出しているというふうな場合には、その土地は非住宅用地ということで、高い価格で課税されるのではないかと、こういうふうなことになるかと、税負担の公平という点から考えてどういふものであろうか、非常に疑問に思うわけでございます。

それはそういう意味で、零細な、きわめて零細な事業主さんに対する事業用の土地というものについては、特別に軽減する何か方法がないものかという点について、私はまあこういう方法がいいという、自分でもって特別な案を持っているわけじゃないんですが、その点についての御見解を承りたいと思います。

○政府委員(首藤英君) たいま御指摘をいたいただきました問題は、固定資産税の土地に關します問題で根本的に伏在をいたします非常にむずかしい問題でございます。

最初に御指摘のございましたように、根本的に最近の地価が非常に値上がりをしておりまして、それに伴いまして評価額が増加をして、それにまた伴って固定資産税の負担が増加をするという事態が生ずるわけでございますが、この土地の価格の増加、評価額の増加等が、通常におきます所得の増、あるいは物価の増等の状況をうんと上回ってはね上がっているところ、これに基本的な問題があるわけでございまして、本来、固定資産税は、土地を所有するというその所有の事実負担力を見出し、それと税率をかけて負担を求めると適正な価格に対して税率をかけて負担を求めるといふのが適当でございますけれども、非常に異常な土地の値上がりという面、たいま御指摘のような困難な問題が出てくるわけでございまして、

そこで、住宅面におきましては、御承知のように全般的に課税標準額を二分の一にする、さらに小規模住宅については四分の一にする、こういうことで負担の軽減をはかったわけでございまして、たいま御指摘の非住宅用地の中で、非常に小規模な店舗用地等につきましては、やはり先ほど申し上げましたようなことについて考慮をしなければならぬ問題があると、私も考えておる次第でございます。

そこで、これに対応いたしましてこととしております措置は、個人所有の非住宅用地につきましては、評価の増加によりまして税負担に激変がくるといふことは非常に望ましくないと、このように考えましたものですから、前年度の税額の一・五倍を上限といたしまして、その範囲内で負担調整をしていくという措置をとりながら、五十一年の再評価の時期に伴います根本的な再検討の時期まで、そういう状況でつないでいこうと、こう考えたわけでございまして、なお、まあ御指摘のような小店舗でございますも、いまお話しがございましたが、一部分住居に使っておりますような場合には、もし、その建物の中の二分の一以上を住居に使っておれば全部住宅用地である、こういう見方をすることによっていたしておりますし、もし四分の一以上住居に使っておれば、当該敷地の半分は住宅用地である、こういうふうに見るかどうかをとりまして、その間の調整もいたしておるような次第でございます。

○原文兵衛君 いま言ったような、非常に苦心されていることはよくわかるんですけども、しかし、それでもなおかつ、ことに自分の零細な土地でもって、それを何も売ってもうけようというふうな人にとつては、やっぱり土地の評価額に伴う税負担の上昇の率は、自分の販売している商品にそれと同じような比率で値上げするわけにもいかないというふうなことで、非常に困っているんだという訴えが非常に多いわけでございまして、将来またお考えいただきたいと思っております。そこで、先ほどの二百平方メートルという点でございますが、都市部は二百平方メートルという点でもいはいのかもしれないが、住宅統計調査の全国平均では、一戸当たりたしか二百九十平方メートルというふうな数字が出ておるに何と何とておりました。また都市部におきましても、まあ都市といひましても都心部ということだと、二百平方メートルというの、商店といひましても相当な面積が考えられるんですけども、周辺部に参りますと、周辺部といひましても、ほんとうは最近はおもつと、周辺部といひましても、その周辺部に参りますと、小企業といひましても、たとえば町工場ですね、自動車の修理工場であるとか、あるいは小さな部品メーカーといったような町工場でございます。そこに自分も一緒に住んでいるというふうな場合、そういう場合には二百平方メートルというの、少し狭過ぎて、そういう人たちは救済できないんじゃないかと思つてございまして、まあ、私はそういうふうな意味で、その当時、東京の国会議員たちもみんな、せめて三百平方メートル、約百坪以上とすべきではないかというのを、いろいろと申し上げたのでございまして、これはいろいろ地方団体の税収というふうな問題も考へてのことだと思つてございまして、将来検討してみることがあるんじゃないかと思つて、局長のお考えを伺いたいと思つております。

○政府委員(首藤英君) たいま御指摘をいただきましたように、住宅統計調査によつて、持ち家の敷地についての一住宅当たりの敷地面積が全国平均約二百九十、こういう数字は確かにあるわけでございまして、こういう数字から、三百平米程度はせめて最低限度必要な面積としたらどうかという議論もあつたわけでございまして、この点につきましては、私もいろいろ検討をしてみたわけでございますが、たいま申し上げました約三百平米のものは、いわゆる持ち家の平均面積でございます。まして、いわゆる借家等を含めました平均面積、最低限度必要な面積という面から考えますと、そちらのほうが適当ではないかというふうなことも考えたわけでございまして、

それから、都市部と郡部の御指摘でございます。これも非常にございまして、実は、このような地価の大幅な騰貴がございまして、土地にかかると固定資産の負担が通常の所得ではなかなか払いきつなくなつておるといふ事態は、地価の非常に高騰いたしております都市部、これにおきまして現象として目立つものであることは御案内のとおりでございますので、そういう点から、六十坪というところではないかと思つて、先ほどから第三点は、先ほど御指摘がございましたが、地方団体の税収の実額にも響く問題でございますので、住宅用地として最低限度必要なものについて減税をするという線からは、二百が適当かと、このように考えた次第でございますが、なお、住宅状況等の推移に應じては、当然検討すべき問題だらうと考えております。

○原文兵衛君 土地に対する課税の適正化という問題につきましては、この法案の附則の第二十二條におきましても、さらに検討することが義務づけられております。そして、五十一年度の固定資産税、都市計画税から適用されるような必要な措置を講ずべきものであるとされておると思つてございまして、このような規定が政府提出の法案の中に置かれておるといふこと自体、土地課税が

うな方法があり得、かつまた、臨時的にしろ、そういう方法をとるべきではないかといういま御指摘もあり得ると思うわけでございますが、私どもといたしましては、この住民税が市町村におきま

ういった意味で、本年は、御承知のように、かなり大幅の所得減税が国税において行なわれたわけでございますし、住民税におきましても、御承

○政府委員(首藤義君) 各種控除についての額は少な過ぎるのではないかという御指摘でございます

少し上がらないんですか。特に寡婦のような場合は、これはもう子供をかかえている者なんでも相

○占部秀男君 これは大臣にお伺いしたいんですが、いまの点なんです、課税最低限の引き上げ

○占部秀男君 というのは、課税最低限が国の場合よりはまた格差があるということの原因も、一

○占部秀男君 特に、控除に並んで、障害者や寡婦などの非課税限度の問題ですね。これは法の二

○政府委員(首藤義君) 白色申告者の事業専従者控除額につきましては、御指摘でございますが、こ

○国務大臣(町村金五君) 最近のこの異常とも言

そこで、各控除の問題についてお伺いします

○占部秀男君 特に、控除に並んで、障害者や寡婦などの非課税限度の問題ですね。これは法の二

○政府委員(首藤義君) 白色申告者の事業専従者控除額につきましては、御指摘でございますが、こ

といえども目を向けなければならぬ条件といえますかね、情勢の現在ではないか。そういう点になると、これは切り離すあるいは一連にするという事は別にしても、いまこのところで累進課税の問題が府県民税でも起こっているのですから、したがって、この個人割りの累進の方法をこの際実行して、さつきも言ったように、あとで触れますけれども、いま府県市町村の予算を見たとおりのことです。地方財政計画以下なんですからね。そういう収入の敷え方と支出の敷え方をしているのですから、そういうふうな縮小している地方財政を少しも潤してやると、そういうところに政策的な大きな目を向けなければ、自治省は一体何しているんだということには私は言われるのじゃないかと思うのです。これは局長の才能は私はよく信じておりますけれども、これはやはり速急に直す機会を得なければならぬじゃないかと私は思うのですが、そういう点はいかがですか。かりにきょうここで直せと言ったって、ここまでくれば無理なことはもう百も承知だから、そんな子供供っぽいことは私言いませんけれども、少なくとも経済情勢の変化というものは、石油ショック以来の変化というものはこれから続くのですからね。石油ショック以前の経済的な情勢とは違っていますから、したがって、その下で生活をしている市民生活、住民生活の条件も違ってきておるので、それから、そういう点を考え合わせて、この府県民税の個人割りの税率の分は再検討してもらいたいと私は思うんですが、この点はいかがですか。きょうやれというんじゃないんだから、再検討は少なくともしなければならぬ時期になってきていると思うんですが、その点どうですか。

ちなみに、今回の四十九年度の税制改正を行ないますときに、こういった問題が税制調査会等において議論がなされたわけでございますが、いろいろ議論が出ました末、現在の事態においては、何ぶんにも物価の騰貴ということで、課税最低限の引き上げということについて主力を振り回さざるうと。所得税のほうも、かなりことし、来年にかけて大幅な課税最低限の引き上げが行なわれますので、それに地方税ができる限り追随をしていく、課税最低限を引き上げていくということにまず第一に精力を振り回さざるうと。これにかなりの減税金額が所要になりますので、そういったことが第一義だと。税率の問題についてはそういったこともかね合わせながら慎重に検討していくべきだと、このような結論に相なつたと思っております次第でございます。私どももいたしまして、決して検討しないとか、そういう意味で申し上げておるわけではないわけでございます。

○占部秀男君 はい、わかりました。

次に、法人割りの問題なんですが、道府県民税の法人割りの税率は、今度何か少なくなるような感じなんですが、これはどういうことですか。五十一条でしたかね。

○政府委員(首藤嘉君) 法人税割りに関する御指摘でございますが、今回、御承知のように法人に関する課税のシェアを地方団体に、特に市町村に高めようという企図から、法人税割りにつきまして税率の引き上げを行なつたわけでございますが、法人税割りの増収は、御案内のように、一つは、国が法人税を引き上げますことに伴って自動的に従来法人税割りでも地方が増収になると。この分と、特にまたその上に、地方が法人税割りの税率を引き上げて増収になるといふ分と、二つ生ずるわけでございまして、これを入れまして平年度に約二千億という増収を地方にもたらしたわけでございます。私どももいたしましては、現在の地方税制の中で府県と市町村の税構造を考へてみました場合に、最近市町村税制が非常に弱くなつてきておるのは、やっぱり何と何とて法人課税

のシェアが少ないという点に一番大きな原因があるだろうと、こう考えまして、今回増収になりまして二千億をもうほとんどこれをあげて市町村に回すというふうなことで市町村税源の充実をしたらどうかと、実はこう考えたわけでございます。そこで、今回道府県の税割りにおきまして〇・四％、従前の表面税率五・六から五・二に〇・四落としたわけでございまして、これはいま申し上げました二千億を全部市町村に回すという操作のために行なつたものでございまして、府県は法人税の増強による増収分がございまして、この税率をこれだけ落としまして、実際は減収にならないわけでございまして、約二十億見当の増収が残るわけでございます。

○占部秀男君 絶対額は……。

○政府委員(首藤嘉君) ええ、絶対額としては、だから、府県は美観的には減らしたわけではなく、増収を全部市町村に回すと、こういう操作をした結果でございます。

○占部秀男君 時間の関係がありますから、この問題、道府県民税と市町村民税の問題は、開きたいこともあつたけれども、こちらで切り上げて、事業税の問題を簡単に開きたいと思つたのです。

端的に言つて、今度のこの引き上げは、特に個人事業税の問題あるいは個人事業税の事業主の問題あるいは白色申告の専従者控除の問題ですね。これ、いずれも引き上げはされているのですが、これはやはり少な過ぎるんじゃないですか、率直に言つて。どうも、特にこの個人事業主なんというふうな場合には、それは相当大きなものがあるけれども、これは局長御存じのように、零細企業までこれはもう網が打たれているのです。零細企業まで網が打たれていますよ。その場合に、今度の法改正では、十三ページにたしか八十万円を――事業主控除ですよ、八十万円を百五十万円にしておるわけですね。それから白色申告の場合の専従者控除は十七万円から五十万円でしたかね、これ幾らでした……。

○政府委員(首藤嘉君) 二十万円です。

○占部秀男君 二十万円でしたかね。それでいま、さつき言ったように、インフレで名目価格というものが上がつていっているわけですね。収入はあつた――ぼくはこのところでは実は統計も出し、物価の上昇の率もやり、そうした数字的な操作をしながら実は質問をしたかたのですが、時間が制限されているから、そういう点、一切省いて、大ざっぱにどんぶり勘定のような形で質問している、まことにやりにくいのですけれども、現在の物価上昇率の上から言つてもこれは少し少な過ぎるのじゃないですか、率直に言えば。この点はどうか考えていますか。

○政府委員(首藤嘉君) 個人事業税におきます事業主控除の額と、白色申告者の専従者控除限度額についての御質問でございます。

白色申告者の専従者控除の二十万円は、先ほど住民税の場合にお話しを申し上げましたのと全く同じ事情でこのようになっておるわけでございまして、それから個人事業税の事業主控除の額でございますが、実はこれ、私どももいたしましては非常に思い切つて引き上げたつもりになっておるわけでございまして、と申しますのは、この引き上げによりまして、現在納税義務者が、現行法によりまして大体百六十万人余りと思つておるのでございまして、これが改正後は五十万人余りに減ります。五十一万人程度になる。実に六七％でございますから、約七割近く納税義務者が落ちる、こういう程度のものでございまして、これも御案内のように、個人事業税の場合、いずれも前年度の所得に對します課税でございますので、ことしの賃金なり物価なりで御対比をいただきますと少し様子が違つていっているわけでございまして、いま申し上げましたように、納税義務者が約七割落ちる、それから税額にいたしましては三百十八億減税になりますので、比率としては四〇％余り落ちる、こういう状況でございます。これによりまして、実質的に所得税の失格者が事業税を払うというよう

な実態はほとんど起こらない、そういう限度まで引き上げたというつもりで実はおるつもりでございませぬ。

○占部秀男君 念のために念を入れておきますが、事業主控除でしょう。そうすると、各零細企業——まあこれはぼくは零細企業の場合をとりますけれども、零細企業の前年度の所得に対する今度はこの率がかかるわけですね。そういうことになりませぬ。——そうですか、わかりました。

次に固定資産税の問題ですがね。固定資産税の問題について、今度のこの課税標準の特例の例の三百四十九条の三の二の中の問題なんです、これは一つは、まことに小学生のような言い方だけれども、念を入れておきたいと思うのですよ。というのは、地方へ行って二百平米の切り方の問題で、相当何といいますが、納税者が混乱をしていゝるんですね。それじゃはっきり聞いておきたいんですが、特にこれは事務をやっている人たちの中にも混乱があるんです。こういう点を明確にしておいてもらいたいんですが、結局、二百平米までは四分の一でしたかね。かりに八十坪持っているとして、そうすると、その中の二百平米は四分の一で、あとは——言い方がおかしいな——四百平米持つておると二百平米はその四分の一で、あとの二百平米は二分の一ですか、二分の一になるとね。千平米持つていけば、二百平米までは四分の一で、あとの八百平米ですか、これは二分の一に上ると、こういうことになるわけですか。それをひとつ教えてもらいたいです。

○政府委員(首藤義君) たいま御指摘のとおりでございます。四百平米ある場合は、そのうちの二百平米は四分の一、残りの二百平米は二分の一、こういうことに相なるわけでございます。

ただ、つけ足してございますが、建物面積の十倍以上をこえる大きな敷地がございまして、十倍まで宅地として認める、十倍以上したところはもう住宅用地として認めない、こういうとり方になっておるのは別の基準でございますが、そのようでございます。

○占部秀男君 その場合の宅地の大きさといいますが、それは別に制限はないわけですね。基準はあるんですか、ないんですか。

○政府委員(首藤義君) それは制限はございません。

○占部秀男君 そこで、二百平米までのやつです。ほくも二百平米で切るとはちよつと異論はあるけれども、まあまあいいと思つていゝるんですが、二百平米の税額を四十七年度分は据え置くわけにはいかなんですか。というのは、二百平米までの、六十坪ぐらゐまでの人たちはみんなサラリーマン、工員ですね。それで土地を買つて建てるにしても、ローンを使うとか、あるいは会社の金を借りるとか、おそらくあり余つた金で建てる人はもつと大きなやつを建てますよ。いわゆる持ち家住宅の政策もあつて、これは政府の政策だが、そういう点も影響して、各会社、銀行あるいは官庁等でも持ち家を奨励したという中で生まれののが私は大部分だと思つていゝるんですが、やはりそれ以上のもはこれはしょうがないとして、その範囲のものは据え置くべきじゃないかと、今度は、特に物価問題の関連の中で据え置くべきではないかというふうに私は考へるんですが、その点はどうか。

○政府委員(首藤義君) 小規模住宅の税負担でございますが、たいま御指摘がございましたように、六十坪未満でございますと、評価額の四分の一までを限度にいたしまして課税をいたしますが、その四分の一まで達してないものについては四十八年度の税額で据え置くのと、こういう措置をとつておるわけでございます。たいま御指摘の点は、四十八年度の税額で据え置くのをもう一年前の四十七年度で据え置いたらどうか、こういう御指摘であるかと思つてございませぬが、私もといたしましては、せめて四十八年度の据え置きという点にいたしたいと考へました理由が二つ三つございまして、一つは、現在の宅地の評価額に對します課税標準、いま、御案内のように、調整をいたしておりますが、これが平均的に見ま

した場合に、約二七%のところまで平均課税標準になつておるわけでございます。評価額の二七%のところまでは現在四十八年の状況で課税がなされておる……。

○占部秀男君 四十八年……。

○政府委員(首藤義君) はい。

それで、今度二五%にとどめるといふことは、通常平均的にまで税負担をなさつていらつしやる方は税実額が落ちるわけでございます。二五%まで落ちます。ただ、上がりませぬ——まだ評価額目一ぱいまで達していませんものにつきましては、現在評価額の二五%までしか課税をされていゝないという階層も、これはごく少数でございますが、大都市周辺等にあるわけでございます。そこでは比較均衡としては到達すべきであるけれども、その税負担の増進の問題がございませぬから、現在、四十八年度にやつと二五%に達しておる人、その人は四十八年度の据え置きと、こういうことで、一五%の据え置きで推移をする、これが精一ぱいの措置であつて、これを四十七年度の前後まで戻すといふことは、その間のアンバランスがなおひびくまでございませぬ、非常に不公平である、こう考へたわけでございます。

それからもう一点は、四十八年度にすでに市町村は固定資産税としてその実額は収納いたしておるわけでございますから、四十九年になつてその実額が四十八年度の額よりまだ減つてしまつていゝらうと、財政運営がどうにも立っていかないだらうと、こういう配慮もございまして、四十八年度の額に据え置く、こういう措置をとつた次第でございます。

○占部秀男君 それから、こまかい点を二つだけ伺ひますが、地方税の性格だからしょうがないと思つたけれども、料理飲食等の消費税ですね。これは今度基礎控除を千円から千五百円に上げたわけですね。これは上げたことで減収が相当あるんですか。というのは、いま旅館へ泊まると、どんな旅館でも四千円以下、三千五百円以下とい

うのはほとんどないんですよ。だから、最低の線ぐらゐは基礎控除にすべきじゃないかと思つてますが、そんなに減収になりますか。どのぐらゐ減収になりますか。

○政府委員(首藤義君) 今回の料理飲食等消費税の基礎控除の引き上げに伴います減収は、初年度で——これは十月からやるからでございますが、三十三億、平年度で八十五億と、こういった金額に相なります。

○占部秀男君 で、収入総額はどのぐらゐ。

○政府委員(首藤義君) 二千二百四十五億ほどに相なつております。

○占部秀男君 どうなんです、この問題。三十三億なんつていゝと、これはまあ昔で言へば大きな額だけれども、いまで言へばそう大きな額ではないと思つてございませぬ。むしろこういうものこそ、事態をそっくりそのまま最低のところまでは基礎控除にする考へはないんですか。

同じようなことは、電気ガス税の問題もそうなんです。もう時間がありませんから一緒にやつちやいますけれども、これも、今度免税点の引き上げを電気ガス税もしておりますね。電気ガス税幾らでしたか。

○政府委員(首藤義君) 千二百円と二千七百円。

○占部秀男君 すいぶん小刻みにやつていゝるから、苦心のところはわかるけれども、あまり小刻み過ぎはしませんかね。せめてガスのほうは三千円ぐらゐ、電気のはうが二千円ぐらゐといふふうらうと思つてございませぬ。受ける家庭の持つ気持ちといふものは、これは非常に大きいんですよ。局長、これ、心理的影響といふものも考へて税金の問題も扱わなきゃならぬような私は時代になつてきていゝると思つてございませぬ、特に物価問題がこういう中で、たとえ幾らでも——ガス料金が今度これは引き上げになるでしょうが、それが税金の上では下がつたといふことになる、その与える影響といふものは非常に大きいんですよ、心理的に。いわゆるインフレーションに対するブレーキ

としても、これは決して見のがせない問題じゃないかと私は思っています。この旅館といまの電気ガス税の問題について、最後にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉君) まず料飲のほうにつきましても、お答えを申し上げますと、現在千五百円にたぐい御指摘のように基礎控除を引き上げたわけでございますが、旅館の場合は、通常泊り込みの場合の非常に零細と申しますか、安いところに泊まるという点はこれは免税点で配慮をいたしておりまして、御案内のように、二千四百円までは、旅館に泊りまして、それ以下であれば頭から税金がかからないわけでございます。それをこしめて、税金を負担をいたしません。基礎控除として幾ら引くか、つまり、基礎控除といふのは、人間として最低限度、どこかでちよとして必要額として差し引くべきだ、こういう考え方から基礎控除の額を設定をいたしておりますので、二千四百円以上の旅館に泊まった場合に根っことして幾ら引かれるか、こういう金額であるかと思うわけでございます。したがって、通常の旅館に泊まった場合に宿泊料がいま三千円だ、四千円だとしておるから、そこまで引き上げるといふ程度までには必要がないんじゃないか、こう実は考えておる次第でございます。

それから電ガスのほうでございますが、電ガスは、ただいま御指摘のように、電気はことし千二百円に免税点を引き上げ、ガスは二千七百円に引き上げたわけでございますが、これは、現在の時点におきます家庭の電気及びガスの消費量、それから電気及びガスの料金、こういったようなものとの関連から、生活の最低限必要な電気、ガスの消費に対して税金をかけないという線を恪守しよう、こういう線では、いまはこまかく算定をしてみたいわけでございます。

電気で千二百円にいたしましたことによりまして、免税対象になります世帯数が現在の状況では約二七％くらい、三割弱のところは免税対象になり

まして、この対象戸数は昨年の二〇％程度より若干増加をする、こう実は考えておる次第でございます。それからガスのほうは、これはプロパンとの関係もございまして、もう少し免税点該当の世帯数の比率を高くする必要がありますので、二千七百円に設定をした結果、六二％が税金がかからない、こういう状況でございます。

ただ、ただいま御指摘のように、これは現在の電気料金及びガス料金でございますから、今後もし、電気料金、ガス料金等の値上げがどういふふうでいつどう出てくるのか、私どもわかりかねるわけでございますけれども、そういう事態が発生をしてくれば、またそれも勘案をしながら、同じように生活最低限には課税をしないという線まで再検討を行なうべきであらう、こう考えておる次第でございます。

○占部秀男君 これで質問の最後にしますが、なぜばくはこういうこまかい点を言ったかというところ、いま言った今度の措置が税率の問題ならばこれは私は言わないんですよ。免税点だから言うんですよ。いま免税点を少しぐら上げたつて料金も高くなることはわかってはいるんだから、それをもう高くなつたら、電気では二七％、ガスは六二％が無税になるなつて、これはもうさつぱりになるじゃありませんか。税率を下げるというんなら私は話がおかしくない。免税点だから私はあなたに食いついてはいるわけだ。それはまあよしだといふふうには、まあまあよしだといふ方では悪いけれども、率直に言つて、国民の目から見ればまあよしだといふようにあなたに質問しているわけですよ。答弁は要りません。局長のあなたのほうから答弁は要らぬけれども、しかし、これはやはりもう一ぺん真剣に検討してください。それは電気だとかガスだとかいふ問題はもう生活に密着した問題で、これが少し少なくなつただけでも、まあ政府はいいことをしてくれただけのことになるんですから、全国的に、これはあなた一番いい武器なんです、政府としては、インフレーションにブレーキをかけるんですからね。額

は小さいけれども、及ぼされる影響はこれは大きいんですよ。もう一ぺんひとつ検討をしてみたい。まあこれを修正しろということはいま申し上げ、検討してもらいたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉君) 御指摘のように、電気料金、ガス料金、どう変わつてくるか、私ども現在ではわかりかねますが、そういう事態になれば当然再検討をすべき問題であらう、こう考えております。

○委員長(久保田藤麿君) 本案に対する午前中の質疑はこの程度とし、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○上林繁次郎君 今回提案された昭和四十九年度地方税制の内容は、九税目にわたつて改正がなされておるわけでありまして、その中で特筆すべきものも何点かございます。まあしかし、一番の問題は、何と申しても、毎年地方税制の改正が行なわれているわけでありまして、結局それが市町村財政を十分に潤すところまでいかないといふところが一番大きな問題なんです。それについて、こういう点もあつて、まあ改訂していかなきやならぬじゃないかと、まあこういう議論が毎年行なわれてきておるわけですよ。そういうものを踏まえながら、何点か私もお尋ねをしてみたいと思ひます。

まず、住民税関係についてお伺い申し上げますけれども、今回の減税規模の問題でありますけれども、昭和四十九年度においてはどのようになつておるのか、この点ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤嘉君) 住民税の減税額は、御案内のように、今回の改正で初年度千七百七十三億

になるわけでございますが、住民税だけに限つて申し上げますと、自然増収が六千二百二十七億程度であるかと考えておりますので、それに対しまして減税額は二八・五％、まあ約三割といふところでございます。

○上林繁次郎君 今回の減税割合といひますか、率といひますか、いまおっしゃつたように二八・五％、こういうことになりませんか。そこで、ここ数年の減税規模を見ますと、昭和四十六年度の二七・九％、これに次いで今回は低いものであると、こういうことが言えるわけですか、この現下の物価騰貴の状態、こういう問題を考えた場合に、このいわゆる減税額といふものは、あまりにも少額にすぎないか、こういうような感じが強くするわけですか、この点、大臣どういふふうにお考えになるでしょうか。

○國務大臣(町村金五君) いま、上林委員としては、今日の物価騰貴の現状から考えて、今回の減税率はきつめて低いというお感じをお持ちになつたようでございます。まあ物価騰貴といふことを私どもも念頭に置きます場合には、確かにそういう見方も当然できることだと思ひます。私どもも先ほど税務局長からお答えを申し上げましたとおり、このたびの減税額そのものは、おそらく私はいままでに大きな減税額になつておるのでございまして、なるほど、減税率そのものは必ずしも最高ではないかもしれせんけれども、相当な減税額になつておるといふことだけは間違いないのでございまして、ただ、物価騰貴と対比いたしましたときに、必ずしも御満足をいただけるようなことに相なつていないかと思ひますけれども、今日の地方財政の現状からかみまして、できる限りの減税はやつたといふふうには私どもは考えておるところでございます。

○上林繁次郎君 そこで、住民税のいわゆる物価調整減税といわれる額ですね、これはどのくらいなのか。それからまた、これに見合ひ今回の減税額、これはどのくらいなのか、これひとつお聞か

得課税の大宗である所得税が相当に減るといふことに相なるわけでございまして、そこら全体をながめてやっぱり私は措置をするという現在のたてまえから申しまして、所得税が相当のこと減税が行なわれるということに相なりますれば、住民税はいまのようなたてまえから申しまして私は非常にむずかしいことに相なりまして、国民負担は、少なくともそれに関する限りにおきましては、ある程度の減税が行なわれるということに相なるわけでございまして、総体としてやっぱり国民の負担感というものの緩和をはかるという私は考え方で政府としては対処すべきではなかるかと、こう考えておるところでござい

す。
○上林繁次郎君 大臣のおっしゃること、理屈としてはわからないわけじゃありませんけれども、地方税と国税ということではっきり分離されておる、そういう体制、そういう中でいま大臣の発言を聞きまして、いわゆる大蔵大臣がそういう発言をして、よしんばそういふことが行なわれるという事態、これが生じた場合には、これは全体観からいって国民の税負担というものは軽減されるということなんだから、それで目的は達せられるのではないかと、こういうような御発言のように伺えるわけですが、私はいま申し上げたように、立場が、いわゆる立場が違う。税制もそういうことで分かれておる。そういう中で、今回の法律が、この法案が出された目的、これは私

がとやかく言うまでもなく、御承知のとおりでありまして、一方で所得税が減税になっていっているから、もう地方税は足並みをそろえる必要はないんだということであるならば、これはちよつと立場上おかしいんじゃないか、そういう考え方は、やはり地方税は地方税の立場で考えていくという姿勢、こういう姿勢が私は大事ではないかと思うんです。それでなければ、いわゆる国民の地方税に対する負担感といふか、こいつたものはいつまでたっても解消できない、いまの大臣のようなお考えであるならば、ですから、そういう意

味で私はお尋ねをしたわけでございすけれども、まあ、あえてこれについてはまた再度お答え願わなくてもけっこうでございますが、私はそういう感じがします。

そこでね、次にいきますけれども、この住民税に対するいままでの自治省の考え方、各大臣やリ口をそろえて同じことを毎年毎年繰り返してまいりました。その考え方というのはどういふことかといふと、いわゆる住民税についてはいわゆる一人でも多く負担をさせるという考え方。いわゆるその納税者が減少するということは、それはかえっておもしろくない。どつちかといえはふえてこなければならぬ。そういうような言い方、また考え方を毎年大臣は繰り返してきておりま

す。で、これはいま申し上げたように、そういうことを毎年いままで繰り返してきて、そういう考え方を変えてきたこの時点において、現大臣は、やはりこの住民税に対する考え方、これはいままでの大臣が考えてこられたような考え方とやはり同じような考え方を今後も持っていられるかどうか、この点ひとつお聞かせを願いたい。
○国務大臣(町村金五君) 住民税というものとは一体どういう性格であるかという、住民税のいわば性格に関するような問題についてのお尋ねだと思

うのは、現在のたてまえから申しますと、地方の方々がみずからの所属しておりますと、地方に納税をすることをあらためて申し上げるまでもないでございす。で、私どもやはり住民税といふものは、地方の公共団体を構成しておられる地域住民の方々が、それぞれの能力に応じてその地域の費用を分担していただくというたてまえのこれは税ではなかるかと。さように考えてまいりますと、やはり私はいまのあの住民税に、御承知のように、たいへん金額はわずかでございすけれども、均等割りという制度ができておりま

す。まあ、見ようによりますと、貨幣価値がこれだけ変動いたしましたときに、ああいった少額のも、場合によりますと経費をまかなうことさえもできないのではないかと、均等割りがないと、この住民税というものの性格から、これを、やっぱり存在理由を肯定することができないのではないかと、いふように考えるのでありまして、やはりこの

つたたいの税というものは、地方団体の税の一つとして存在をすることがきわめて必要なことではないかというように考えておるのであります。おそらく前の大臣もそれと同じようなことを申し上げておるんじゃないかと思うのであります。まあ私も大体その点については全く同様の考えを持っておりますというふうにお答えを申し上げておきます。
○上林繁次郎君 まあ、そういう考え方でありまして、現在まあ所得の地域格差という問題、これは非常に大きく出てきている時代ということが言えると思ひます。そういうことで、そうなりまして、いわゆる低所得者層の負担軽減、特に、いま申し上げているように低所得者層のいわゆる負担の軽減という問題、これが対象になることが考えられるわけですが、こいつたような低所得者の税の負担軽減ということについては、やっぱり十分な配慮をいかなきゃならない、こいつた時代は特に、そういういま大臣がお述べになつたようなお考えですと、そういう面がどうしてもいわゆる行き届かなくなるのではないかと、こ

とから考えてまいりますと、やはり所得の低い者と所得の多い者とを対比いたしまして、できるだけ課税の公正を期するというために、相当に所得割りの重いものを重視していかねばならないというところは、これはもう申し上げるまでもござい

ません。が、しかし、先ほど申し上げましたように、住民税の一つの性格は、地域住民の方々がその属しておる団体の費用の一半を分担するといふ考え方は、やはりできるだけ買いていくべきではないか。そういう意味におきまして、金額はきわめて僅少ではございすけれども、均等割りという制度によつて、住民税というものの性格をここに明らかにしていくところ、住民税の意義というものがございす。ただ、そういうことで全体に高く重課する、ということはこれは適当でございせんので、やっぱり所得割りにする、時勢の進展に伴ひまして適正な状況の引き上げというように、いま申し上げた課税最低限として、これの引き上げを今後とも私は進めてま

いさす。
○上林繁次郎君 政府の昨年二月決定の経済社会基本計画によりますと、福祉社会建設を旨とす、こいつたふうにして述べているわけですね。そこで、社会資本の整備あるいはまた社会保障の充実とともに、税制についても福祉型の税制、こいつた方向にやっぱり改める必要があるのではないかと、こいつたふうにご考慮の必要があるのではないかと、こ

も、国税におきまします使命と地方税におきまします使命との分野の違いは若干あるかと思ひますけれども、大綱としてそういう方向をとっていくことは望ましいことだと考えております。

なお、非課税限度の問題でございますが、昨年度は四十三万円。これは、所得全部のベースに置きかえますと、六十六万八千円まで無税と、非課税と、こういうことでございまして、ことしは五十万円に引き上げましたので、所得の限度といましては七十七万八千円までが非課税範囲になる、こういうことでございまして、四十八年度の所得におけるベースとしては、ほぼこういうところではなからるかというつもりでおるわけでございまして。

○上林繁次郎君 住民税の事業所得者の税負担が、給与所得者との比較をしますと少し重いように思われるわけなんですけれども、事業税の事業主控除のように、白色申告者の専従者控除を大幅に引き上げるべきじゃないか、こういうふうな思ふんですが、これも、やっぱりいまのようないろいろな情勢から言つて、前にも私は何回も何回も言つていふんですけども、理屈の上でこうなんだということではなくて、もう理屈の上でこうなるんだと、だからこうしかできないんだと、こういうことでなくて、現実というものを十分に踏まえた上で、それで、この今回とられる措置がそれによつて十分効果をあげることができると、どうかという点、こういう点を十分に踏まえてお答えを願わなければ、私は、一つの流れで終わつてしまふというふうな感じを受けるんですが、もう一歩、そういう現実を踏まえて、いまのお尋ねしている問題についてもお答え願ひたい、こう思ひます。

○政府委員(官藤健君) 白色申告者の場合の事業専従者控除の問題についてでございますが、先ほども御指摘があつたわけでございますが、今回は二十万円に三万円引き上げ、先年十七万でございましたので、三万円の引き上げをいたしましたわけでございます。この金額を幾らにするかにつきま

してはいろいろ議論があるわけでございますが、まあ、いわば、そのものではございませぬけれども、一応の所要経費といったような考え方で所得計算をする性質のものにも相なつておるんですが、この点の金額は、国税の所得税におきまして金額にスライドをして、ことしは二十万円にきめたと、こういう経過をたどつておるわけでございまして。

なお、所得税につきましましては、ことしの経済状況そのほかの状況を勘案いたしまして、四十九年から、四十九年所得の分の所得税からは三十万円にこれが引き上げられるというふうなことに相なりますので、この金額を参考にいたしながら、明年度の住民税においては、おそろくこれを踏襲する方向をたどつていくだろうと、そのように検討いたしました、こう考へておる次第でございます。

○上林繁次郎君 税調の答申では、基礎、配偶、扶養の各控除額を所得税同様一致させると。これを目的に控除額の差を逐次縮小していくことが適当であるという、こういうことが言われておるわけですね。で、この三控除を一致させるというところについて、これはどうですか。これについては、いろいろお尋ねしたことがございまして、

○政府委員(官藤健君) 三控除の額がどうあるべきかについては、ずいぶん税調等でも議論があつたわけでございますが、この三控除の額が国税において一致することに相なり、地方においてもなるべく早くこれが一致するというのが望ましいと、私どももそのように考へておりましたが、今後これの一致については努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

ことしは、御案内のように、基礎控除と配偶者控除につきましましては額を一致させたわけでございますが、扶養控除につきましましては四万ほどの差があるわけでございます。ただ、この金額をい

この点につきましましては、扶養控除の引き上げは、御案内のようにならざる減税財源を必要としたし、ますので、地方財政の状況等を勘案をいたしながら、なるべく早い時期に一致をさせるという方向で進めさせていたきたいと思つておる次第でございます。

○上林繁次郎君 二つの控除については一致をしたのだ、こういうことで、あと一つ残つておるというところなんです、しかし、いま申し上げましたように、税調の答申では、これはいつでもい

○国務大臣(町村金五君) 税調の答申も、逐次これを縮小して解決をするというふうなことになる、おとすも私承知をいたしておるわけでございまして、そういう方向で、ひとつ極力、なるべく早い機会にその線に到達するように自治省として努力をいたすべきものだ、こう考へておる次第でございます。

○上林繁次郎君 大臣からお答えをいたしたごうと、いうことで、大臣にお尋ねしたわけですが、大臣のお立場ですから、大体その辺の見通しが、早い機会に、そういう言い方ではなくて、大体来年度に

はというふうなお答えが返つてくるかと思つたので、すけれども、そうしますと、早い機会ということとは非常に抽象的でありまして、これはいつのことかわからぬ、こう申し上げることができるといふやないかと思つたんですが、まあそれ以上私も申し上げませんけれども、まあ、つとめて早く早い機会に、早い機会という、一番早い機会というのは来年ということだと私は思ひますので、ひとつそれを目的に御努力願ひたい、こういうふうな思ひます。

最後に、市町村財源の確保についてであります、これは、一番重要な問題であります、先ほど大臣からも、住民税に対する考え方の中で、この住民税というものは市町村財政の中でも比重が非常に大きい、こういうお話しがあつたわけでございまして、この財源をどう確保していくかという問題が今後の大きな課題としてあるわけでございまして、市町村財政は年々苦しくなつて返つてみますと、市町村財政は年々苦しくなつて返つていくことは、これはもう私が言うまでもない、御承知のとおりであります。たとえば昭和四十六年の決算によりまして、市町村の歳入に占める税収入の割合は三七％である、昭和三十一年の五四％に比べますと、一七％も減少しているという状況になるわけでございまして、そのほか、また富が集中をしておる、この見られておる六六市、この六六市も、いままでは交付税の対象ではなかつた、いわゆる不交付団体であつたという、それがいつの間にか交付団体になつておる、そういうふうな状態になつてきている。そういう姿は、やっぱり市町村財政の苦しさと、そういうものを、ますます逼迫してきておるのだという、そういうものを如実にあらわした現象である、この申し上げていいのじゃないか、こう思ひます。そこで、そういう現状から、私は先ほど大臣がおつしやつたように、住民税というものは一人でも多くにいわゆる負担をしてもらう。それは一つは、市町村財政の税収面で大きな比重を持つておるのだという、こういう問題もある。そういう点からい

ますと、御承知のように、現在の住民税あるいはまた法人所得課税の国と地方の配分ですね、いわゆる住民税の国との配分の問題、こういった問題は、私は当然大臣の先ほどの御答弁、お考え方からいふならば、当然こういった問題をもっと正しくいゆる是正をしていくと、こういう姿勢が必要である、こういうふうな思ふのです。そういう是正をするということによって、いわゆる地方財源をそのことによってまただければ充足することができると、こういう考え方が成り立つわけでありまして、その点を大臣は、住民税は非常に重要な比重を占めているというこのお考えの中で、やはりいま申し上げたように、そうならばいゆる国と地方とのその辺の配分の問題を当然是正さしていくべきである、こう私は考えるわけでありまして、その点、大臣のお答えをいただきたいと思います、もしそれがちよつと変わった答弁であります、大臣の先ほど言った答弁と今回の答弁と非常に食い違ひを生じてくるという点にも相なりますので、十分ひとつその点お考えをいただいております、こういうふうなふうに思っています。

○国務大臣(町村金五君) この地方公共団体の自主財源と申しましうか、あるいは特にその中でも地方税の占める割合というものを、私どもは常に深く重視をいたしておるところでございますが、御承知のように、最近人口の都市集中あるいは産業の特に大都市方面への集中がはなはだしくなつてまいつてきておるといふようなこと、どうしても税源というものがそういう大都市あるいはそれに準ずるようなところに非常に多くなつてきておるのであります、このことは、国税においても、あるいは所得税、法人税ともに、そういう地帯は非常に税額が大きくなつておるのに対して、比して、御承知のように、一般の県は、必ずしもその伸びが、それに対比したてみましますときわめて低いという状況にあるわけでございます。したがって、私どもが考えてみますと、本来ならばそれぞれの自治団体は、地方団体は、

みずからの税源によってその財政がまかなわれるようになることが本来非常に望ましいわけであり、また、私どももそういう点を特に配慮をいたさなければならぬのでありますけれども、何と申しましても、いま申し上げたようなぐあいに、税源が非常に偏在をしておるといふような状態でございますので、その点を考えてみますれば、いわゆる地方の行政水準というものをできるだけ標準化していかなければならぬということになります、どうして交付税というものに私どもは大きな機能というものを発揮してもらわなければならぬということに相なつておるわけでございます、そういう点から考えてみますと、今日、私どももいたしましては、地方の財源を確保していくというためには、国とあるいは地方公共団体の間における税源配分の問題が、はたして今日の現状でいいのかどうかという一つの大きな問題を考へていかなければならぬことは申し上げるまでもございませぬ。御承知のように、このたびの地方税制の改正におきましても、特に法人税に、たとえば住民税の法人税割りを約一割程度これを引き上げるといふ措置を講ずることに相なりましたのも、これは申し上げるまでもなく地方の自主財源をできるだけふやしていき、ことに最近の情勢から考へてみまして、府県と市町村とを対比いたしますと、どうも市町村の税の伸びが必ずしも府県に比べて十分でないというところから、今回の法人税割りの増収分の大部分というものを、これを市町村の財源にするというふうな措置を講ずることにいたしましたのも、特に財源の点で、府県よりはかなり窮乏な状態にあるという市町村の財政状態を特に配慮した結果であるわけでございます、基本的にはいろいろな問題がございまして、当面、われわれといたしましては、まず、市町村の財源の充実の一助にすぎないこと、今回は法人税関係の課税を、いま申し上げたように、二千億程度程のものを増徴するということにいたしましたようなわけなのでございます。

○上林繁次郎君 ほんとに最後にお尋ねしておきたいわけでございますけれども、どう考えましても、地方財政というのは、いままでのこういうやり方、毎年こうやって地方税制が改正されされていくわけでありまして、われわれから言わせれば、その場限りの小手先の措置というふうには考えられない。

そこで、やはりいゆる地方行政に当たって、地方の行政、そしてその行政を高めていくためには、どうしても財政の充実というものが必要になつてくるのだということ。それは、まずまずその要求が強くなつてきているわけですね。ですから、どうしてもやはり、抜本的な考え方といひますか、対策というものをこれから打ち立てていかなければならぬ、特にそういう時代に突入している、私は思ふのです。だから、そういうものを踏まえて、大臣として、遠い将来のいゆる地方行政というのに対しての展望、構想、こういうことについて特別にお考えになつておることがあるならば、お聞かせをいただまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(町村金五君) いま私直ちに、そういうたきわめて重要な問題について、お答えをするだけの用意をいたしてないわけでございますけれども、私が申し上げるまでもなく、今後の地方行政というものは、私は、質的にも、量的にも、次第にもっともと拡充されていく傾向にあるというふうに見ておるのでございます。すなわち、これをたとへば事務的に考へてみますならば、国で行なうことと、地方で行なうこととの区分といたつたようなことも、おそらく私はだんだん再編成をされて、事柄によりましては、かなり地方自治体に次第にこれを譲っていくというふうなことも、私は当然行なわれることになるのではないかと、そうなりました場合に、仕事がいりましても財源がそれに伴わないというところではございませぬ。したがって、今後の地方行政の展望からいいますならば、地方に次第にこういうものを分担をさせるようなことに相なりますならば、それに伴う財源措置というものも当然伴つて行なつていかなければならぬ。

ただその場合に、一体どういふふうにして、それでは財源措置を行なっていくかということになりますれば、先ほどもお答えを申し上げましたが、結局税源の配分を現状とどういふふうに変革をしていくかという問題に当然ならざるを得ないわけでございます、そういう点を考へてみますと、なかなかこれは私にはむずかしい問題だと思ひます。けれども、しかし、大局的には現在とそういう場合とを対比いたしました、必要な財源はやはり地方にこれを回すということが、これは当然並行して行なわれていかなければ、目的を達成することはできませんので、おそらく私はそういう方向にだんだんと進んでいくように、国の行政のあり方というものが、そういう方向を私はだんだんとついでいくことになるのではないかと、先ほども御指摘がございましたが、たとえばいゆる福祉行政といったようなことは、どうしてもこれは地方でできまかやならなければならぬというふうなことが私は次第にふえてくる。しかし、それは今日ではまた財源がきわめて不足であるというふうな点がございまして、そういうことと、もかね合せて考へてまいりますときには、やはり基本的には税源の配分をどういふふうにするの角度から検討するかと、きわめて複雑で重要な問題を解決をいたしてまいらなければ、ただ仕事だけを出すということも、これは私はできないのじゃないか。いずれにいたしましても、そういう基本的な問題を今後さらに検討してまいらなければならぬ、こう考へておる次第でございます。

○村尾重雄君 私は簡潔に数点お尋ねいたします。まず、住民税に関連してお伺いするのですが、四十八年十二月の政府税制調査会の答申で、税率について、住民税の課税最低限の引き上げが終了する時期を、用途に税率のあり方について検討する

必要がある」と述べておられますが、その時期はいつと考へておられるかということ。

いま一点、税率の検討の際は、都道府県民税の税率の段階、しばしば当関係委員会での議論となつて居る問題です。御承知の、現行の道府県民税所得割りの税率が二段階になっておられます。これは大体低所得者層の負担の均衡をはかるという議論のたてまえから、数段階にすべきではないかという議論も出ておりましたが、そうした段階についても検討されるべきであらうと考へるのですが、どうお考へか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(首藤君) たいま御指摘をいたさしましたように、十二月の税調で、住民税の課税最低限の引き上げが終了するときを目途に税率を考へると、こういう答申をいたしておりました。私も全くとくそういふことであらうというように考へておる次第でございます。具体的には、御案内のように、所得税の給与所得控除等を主体にいたします課税最低限の引き上げ措置が、四十九年度で百五十万円、五十年で百七十万円、現在このようなテンポで進むわけでございますが、これに対応いたしまして、住民税の課税最低限の引き上げも、四十九年度所得税に対応するものを来年度、それから五十年の所得税に対応するものを五十一年度と、こういつたように対応するわけでございますが、措置をとつていかなければならぬと思つておる次第でございます。したが、いま現在の情勢であります。そういう措置をとつたときということになりますと、五十二年税制からということに相なるかと思ひますが、いろいろ財政状況、そのほかの事態の変化もあると思ひますけれども、そのような考へ方で税率のあり方等についても鋭意いろいろ御検討をいたさき、また、私もも検討を続けていきたいと思つておる次第でございます。

それから、その際に、住民税の中で道府県民税の二段階税率、これもいまままで申し上げましたように、いろいろ論議がありました結果こうなつて

おるものでございますが、なお論議もございまして、当然その中の一環として検討すると、こういうように考へておる次第でございます。

○村尾重雄君 ところで、話がもとへ戻りますが、住民税の減税の規模について、今回の改正では課税最低限の引き上げ等の処置が行なわれております。また、占部委員、またたいたいの上林委員の住民税についての御意見等もありましたので、私は多く述べようと思ひませんが、たとえば基礎控除額の引き上げによつて、住民税の課税最低限が夫婦、子二人、給与所得者の場合、現行の八十六万五千円から百一十六万六千円に引き上げられております。が、しかし、たとえ今年度の人事院の最近の標準生計費、これにおきましても、たしか百四万円となつておると私は思ひますが、これから考へましても三万円弱低いことになつておると思ひます。まあ局長のお話では、四十八年度の住民税なんだから云々という、これは答弁のあやだつたと思ひますが、そういうお答へがございまして、現行から見ましても、せめて人事院が標準生計費を指摘しているその額と私は並んでいいのではないかと——これは百歩譲りまして、いんじやないかと思ひますが、お考へがあればお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(首藤君) 住民税の課税最低限をどの程度に持つていくかということ、たとえばいま御指摘がございましたように、人事院の標準生計費あるいは標準生計費と申します問題ですが、それとか、あるいはこれはちよつと極端でございますが、生活保護の基準額とか、こういつたものがよく引き合ひに出されるわけでございます。人事院の標準生計費が百四万円になつておりましたのは御指摘のとおりでございます。ただ、四十八年分の標準生計費といわれておられますのは大体八十万弱、七十七万九千程度でございますが、それから、これは比較にならぬとおしやるかもしませんが、生活保護基準が六十九万八千円、約七十万、こういつたようなところでございまして、こういう数字も私どもいろいろ念頭に置いて

考へましたのでございます。ただ、標準生計費の場合は、公務員の給与をきめるにあつて、御承知のように、総理府の家計調査を基礎にして算定された一応の理論値ということに相なります。ここでいう住民税の場合の課税最低限ということと必ずしも一致するの、しないのか、これについては議論があるものでございまして、私どもは住民税の場合、若干これを下回るケースがあつても、これはやむを得ないのじやなからうかというように考へた次第でございます。

○村尾重雄君 附則二十二条の「検討」という項についてお尋ねしたいのですが、土地の固定資産税について、附則二十二条で、課税の適正化をはかるため、検討すると記せられております。私は、いつごろまでにどのように検討するのか、その方法はどうか、審議会でも設けて検討されるお考へなのか。また、この法によりまして、五十一年度のどうしても二三月にまとめることになつておると思いますが、国会のみでなく、各界、また関係者においてもそれを十分検討することができないうので、できるだけ早く自治省案なるものをまとめていく必要があるのではないかと考へるので、いかがでしよう。

○政府委員(首藤君) 土地の固定資産税について、五十一年度の再評価の機会に抜本的改正をすべく、それについての検討を重ねるといふことにいたしておるわけでございますが、御指摘のように、これがいつまでもかかちまひまして、五十二年ごろにということになれば、なかなか困難であるといふのは御指摘のとおりでございます。私どももなるだけ早く基本的な検討を重ねたい。本年ないし明年度の半ばごろまでにも、そういう自治省の考へ方等をいろいろ示しながら御検討をいたさきたい、こう考へておる次第でございます。

なお、この検討のやり方につきましては、基本的に、政府の税制調査会と各界の代表者の方がお集まりでございますので、そういう機関を通じてよく御審議をいたさうと考へておる次第でございますが、事務的には、

私どもとしては、各地方団体の実情等も十分に聞きながら、早急に案をつくり上げていきたい、こう考へておる次第でございます。

○村尾重雄君 土地にかかわる固定資産税だけを見ましても、昭和三十八年以降、暫定的な処置の繰り返しです。関係者だけでなく、納税者にもわかりにくい不明確なものになつて居る。複雑なものになつて居ると、私はこう思ひます。こういう点で、その機会に、ひとつ土地に関する地方税といひますか、自治省関係の土地に関する法をもつと明確なものに根本的にひとつ検討されるべきではないかと、こう思ひます。と申しますのは、私たちが見ましても、たとえば土地税制いろいろあります。特別土地保有税、宅地並み課税、都市計画に関連してのそれぞれ土地に対する最近の税のあり方というものは相当複雑なものになつておると思ひます。これはたとえば、きょううではないに、衆議院の附帯決議の中にも、土地問題について明確な線を出せという意見が、こういうことばで出ておられますが、「土地にかかる固定資産税の課税について、昭和五十一年度までに根本的な再検討を加える」ようにということになつておられます。また、去年のたしか地方税、私も審議に参加したのでありますが、そのときの附帯決議の中にも、最後に、地方公共団体による公用地取得の拡大をはかるために、当面問題であります宅地の供給を促進するために、総合的な土地対策を——その強化せよという決議になつておられます。こういう点から考へまして、土地に関連しての税のあり方も、納税者に対しても親切なものであるか、不明確でないようになすつきりしたものを——もちろん国の立場からそうでしょうけれども、その際、私は根本的な検討をすべきでないかと思ひます。自治省としてどう考へておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(首藤君) 現在、土地に對します課税のあり方が、御指摘のように非常にむずかしくなつておりましたので、複雑であるといふことは御指摘のとおりでございます。なるだけ私どもとして

もこれをすつきりしたわかりやすい体系にいたしたい。もちろん、そのことを抜本的検討の大きな要素の一つに考えたいと、こう考えておる次第でございます。

御案内のように、現在非常に複雑になっておりますのは、やはり基本的な原因は、土地の非常に異常な値上がり、これに伴います評価額の改定等に伴って税負担が非常に激変をするというものをどう調整をするかというふうな問題、それからもう一つは、いわゆる土地政策上の政策税制でございますが、これがからんでまいりまして、現在の土地税制が非常に複雑になっておりますのは御承知のとおりでございます。幸い、国のほうの土地税制も五十年で一応期限切れになりましたので、これも土地税制についての見返しをその時点で行なうと、こういうふうなことになるかと考えております。あわせて両方の目的をできるだけすつきりとして、単純明快な税制にすると、これも考え方の一つに入れて検討を進めてまいりたいと、こう考えております。

○村尾重雄君 次いで、住民税法人税割りの市町村への配分を強化するため、今回三%の引き上げをされておりますが、さらに市町村財源を拡充しないと、道府県の税収の伸びに追いついていかないのではないかと考えます。さらに検討して配分を高めるようにすべきである、こう思います。もうすでに上林さんから御質問がございました。また、あなたなり大臣からも相当熱意のある御答弁がございましたので、私はこれ以上この問題について触れようと思いません。しかし、大臣がおられなかったか知りませんが、自治省の方おられましたら、指定都市の方たちから切なる陳情がありましたように、こういう陳情がなくとも、今日の市町村の自主財源の確立ということについてはかねがね御心配はいただいておりますのであります。ところが、しかし、今日ほど急なものはございませぬ。そういう点で、強く私も、上林氏のことばをそのままかりまして、ひとつ地方市町村の自主財源の確保のために、いま一段の御努力をいただき

たいと思うのです。それで、私のことばは、まあ一応この問題については終わりますが、その熱意のほどをひとつお聞かせいただければけっこうと思えます。

○政府委員(首藤義君) 地方財源が貧弱である、その中で特に都市財源、市町村財源が貧弱である、これをどうしても増強しなければならぬ、その増強をする方法として一番適当なのは、法人関係の税収のウエイトを高めていくことだと、こういう考え方を持っておったわけでございまして、御指摘のとおり、都市財源の充実にわれわれとしても十分なお今後とも力を尽くさなければならぬと考えておる次第でございます。御案内のように、これは住民税法人税割りの増徴によりまして、大体二千億程度の平年度増徴というものがあつて市町村にいく税制をとったわけでございまして、今後なお、まあたとえて申しますれば、事業所、事務所等の創設、こういったような問題をも鋭意検討をいたしまして、都市財源の充実に尽くしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○村尾重雄君 今回、料理飲食等消費税の基礎控除を千五百円に引き上げられておりますが、私、簡単なことばですが、この物価上昇では、いまの状態では少な過ぎるんじゃないかと思うんですが、これはいかがですか。○政府委員(首藤義君) 今回、料理飲食等消費税の基礎控除額を千五百円にしたわけでございまして、御案内のように、別途料理飲食等消費税につきましては免税点の設定がございまして、旅館宿泊の場合は、現在二千四百円までは税金がかからぬので、いわば最低の睡眠をとるという程度のもので、控除すべきものである、こういう考え方に立ったわけでございまして、いままでの千円を千五百円に引き上げたことによつて、いろいろ御批判はあるかとも思いますが、私どもとしてはこ

れで十分その趣旨を達し得るのではないかと、こう考えた次第でございます。○村尾重雄君 私はレジャーブーム云々というふうなことは申し上げませんが、観光地における市町村の行政負担は、押し寄せられるこれらの人々のために非常に負担増になっております。今日の傾向から見ると、ますますこれは市町村の負担はふえていくんだとこう思うんです。

○政府委員(首藤義君) 御指摘の宅地開発税でございますが、現在その課税は市町村の任意にまかされておりますけれども、残念ながらまだ一市町村も実施をいたしていません。この宅地開発税は、御承知のように、宅地開発に伴って必要となる公共施設の整備に要する費用に充てると、こういう目的のために創設をしたものでございまして、けれども、いづれの市町村もまだ実際にこれを実施をいたしていませんのは、正直に申しまして、一番おもしろい理由は、この税率が、標準的な考え方が一平米当たり五百円程度でどうだと、こういうことになっておりますから、当該市町村においては、この金額がまあいわば少な過ぎると、こういう税を設けるよりは、直接宅地開発を行ないます事業主と折衝をいたしまして、土地の譲渡でありますとか、そのほか施設の整備であるとか、こういうことを直接にやらしたほうがむしろ実情に合うと、こういう考え方で実施をされていらないものと実は考えておる次第でございます。しかし、今後におきましても、制度的に考えてみますと、宅地開発に伴って必要となります公共施設の整備、これに要する財源を何らか規則正しくルールによつて徴収をしていく、こういう制度そのものあり方はやはりどうしても必要なものではなからうかと私も考えておる次第でございます。今後はこの一平米当たり五百円といったような標準税率のあり方が非常に現実に即さないかとも思いますが、こういうものの検討も含めながら市町村その他も十分よく相談をした上、所要の措置を講じたい、こう考えておる次第でございます。

このたびの地方税制の改正のものとりました政府税制調査会の答申、これはたびたびきょうもお話しができましたように、去年の暮れからことしにかけての物価の高騰というものは、今日ほど異常な物価高になるということは予想をせず、また考えておらないままの答申だと、こう私は思うんです。その点、全体的に見まして、減税規模が、非常に失礼なことばかりかもしれませんが、少な過ぎるのではないかと、こう思います。料理飲食等消費税は二年に一度改正されるのが通例のようでありまして、この物価動向を考えますと、明年度すなわち昭和五十年にも改正して、控除額等をば引き上げるように計らっていただけないものかどうかということをひとつお尋ねしたいと思えます。○政府委員(首藤義君) 物価の上昇そのほかに伴いまして、宿泊料のあり方、飲食料の平均的なあり方等も、いろいろ変動があるかと思うわけでございまして、特に免税点につきましては、そういうこととの関連が非常に多からうかと思っております。明年度はそういう状況も十分勘案をしながら検討させていただきたいと、このように考えておる次第でございます。

あまり課税されていないようでしたら、課税されておらない理由はどこにあるのか。まあ実施されていないものなら廃止されるべきでないかと、こう思うんですが、どうお考えか。

○村尾重雄君 沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特別措置が規定されております。万国博、私は地元大阪なんです、またオリンピックのときも、外人客といいますが、料理飲食消費税等について

○村尾重雄君 沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特別措置が規定されております。万国博、私は地元大阪なんです、またオリンピックのときも、外人客といいますが、料理飲食消費税等について

ながら、納税義務者数に非常に大きな変動がこないようにというふうなこともあわせ考へなければならぬと、このように思っている次第でございます。

○河田賢治君 次に、また、これは小さな問題になりまされども、法人住民税の均等割りですね、これは御承知のように一千万円超と、それから一千万円以下と、これが年千円と六百万円ですか、道府県民税。それから市町村民税の場合、一千万円超が年四千円と、片一方、以下は年二千四百円、こういうふうになっているわけですね。どうも、今日、法人というものは、ずいぶん下は小さなものからもう百億をこすような大企業になっているわけですね。確かに、均等割りだから均等に分けなさいやなぬという趣旨もわかりますけれども、これはあんまり大ざっぱじゃないでしょうか。この辺、ひとつ、どうですか。

○政府委員(首藤義君) 法人の均等割りにつきましては御指摘でございますが、この金額が非常に少額であり、かつまた、改定をされてもかなり期間がたつておるといふ意味において、非常に、現在、問題であるという意識は私どもも持つておるわけでございます。なお、均等割りにつきまして、個人の均等割りにつきましては時代が非常に長く伸びておりました、このあり方についても、やはりいろいろ議論がされておるわけでございます。両方あわせて、ぜひ早い機会にこれの再検討ということをしていただきたいと思います。おておる次第でございます。

○河田賢治君 もう一つ言おうと思つておるの、あなたのほうに先にお答えしたのですけれども、たとえば市町村民税、これなんかは、道府県民税は均等で百円。市町村民になると、これは人口によりまして、最低が二百円で、それから次に四百、六百と、こう三段階に分かれています。そうすると、この二百円から六百円と、三倍の相違があるんですね、個人の高いところは、同じ個人でありましても、ところが法人住民税になりますと、さつき申しましたように、六百円と千円、こ

れは道府県民税、これは一・五くらいですわな。片一方は二千四百円の四千円ですわね。倍も取つていないんですよ。あなたのほうではよく、何といひますか、応益の原則だとか何とかおっしゃる。あるいは能力に依つてとおっしゃる。しかし、法人住民税なんかは個人よりもさらに変化が少くないわけですね。この辺は、それは、所得税やその他で補うということもありましようけれども、しかし、こういう税は比較的取りやすいわけです。よ、ほかの、ずいぶんたくさん人間にかけて徴税費がうんと要つておるといふのは、あとでまた申し述べますけれども、これを見ましても、私はもうちよつと、相当の、十億、百億といつてあるんですから、あらまし、そうたくさんな段階に分けぬでも、しかし、やはり住民税というものは、これはずいぶん住民には迷惑かける会社や事務所、事業所があるわけですから、こんなのを、同じ均等割りだといつてこんなあんまり安っぽいのはどうかと思つておるわけですね。この辺もあわせ、さつきおっしゃいましたように、均等割りにつきましてもある程度累進的な要素を入れていくというふうにお考え願ひたいと思つておるわけですね。

それから、さつきも固定資産税の例の個人の住宅ですわね、あれが出ました。これは原さんがお聞きになったので、これは内容については申しませんけれども、とにかく税額が今度の評価がえによつてべらぼうに上がつて、ことし若干手直したとということになっておりますけれども、やはり東京あたりでは、二三区の住宅地平均の固定資産税額というものが、坪当たりですけれども、四十七年が二百七十九円、四十八年が三百九十円、四十九年が五百十八円、だから四十七年に比べて一八六の上がり方になっておるわけですね。京都あたりでもこれは同様の状況になっておりますが、このように上がりますと、特に住宅というものは、先ほども話があつたように、営利的な目的の事業ではないわけなんです。住家というものは、住んでおる人は、人によればもう親子何代がその家に住んでおるといふところが多いわけですね。ですから、

ら、そういう点も勘案してこれからやらにやならぬと思つておるが、今度五十一年に評価がえが行なわれるわけですね。そうしますと、最近の地価の異常な高騰を見ても、これは地価がどの程度に落ちつくのか、さらにまだもう少し上がるか、この点は経済の発展と見合せてはわかりませんが、この点でも、相当評価がえで評価額が大幅に引き上げられる、こういうふうな大体推察されるわけですね。ところが、四十八年の評価額は地価公示価格に比較してどの程度になっているんでしようか。これも一応地価公示額とそれから評価額ですね、これは地域によつて若干違ふと思つておるけれども、評価額、そういうものとの関連ですね、どういふふうな基準になるものか、ちよつと一応御説明願ひたいと思つておる。

○政府委員(首藤義君) ただいま、地価公示額と固定資産評価額との割合はどうなつておるかという御質問でございますが、御指摘のように、地域によつて若干のアンバランスがあるかと思つておるが、全般的に申し上げますと、地価公示額の四割程度が評価額になっておるといふのが平均的状況であらうと思つておる。

○河田賢治君 大体、これは五十一年ということになりますとだいたい先ですから、いまから約束はできぬかもしれませんが、大体そういう公示価格とそれから評価額というものはある程度こういうふうな差がある。また、公示価格自身も大体七〇%だといわれておりますが、大体、こういう方向で将来進むものでしょうか。これはあまり先のことですけれども、しかし、みんなが心配することですからね、上がった下がつたりすることはない。

○政府委員(首藤義君) 固定資産の評価のあり方でございますが、課税標準としての評価額という場合を考へました場合に、別に公示価格とか固定資産における評価額とか、こういう政府または地方自治体のやつておるものがあるが、大体似ておる、一体化しておるといふのが望ましいことは間違いないわけでございますけれども、御指摘

がございましたように、そのもの自身を課税標準としての評価額として使うことの可否、こういう点につきましては、非常に地価が上がつておるから、税負担の激増を来たすという面でも非常に問題があるわけでございます。その付近も含めまして、評価をどの程度にとどめるか、あるいは課税標準としての評価をどう考へていくのか、その激変の調整をどう考へていくのか、こういう基本問題を五十一年の再評価のときにあわせて検討する必要がある問題だと、このように考へておるわけでございます。

○河田賢治君 これは、このとおりどんどん進みますと、相当固定資産税というものは上がつていくわけですね。現に上がったわけですが、もう少しほかの税源、財源の問題もありまされども、ある一定の住宅用地ですね、たとえば私たちは二百平米以下は基礎控除をする、そして自治体の財政力に応じて、さらに三百平米までは上のせして基礎控除ができるか、かなり融通のあるやり方をする、あるいはまたさつと大きな土地を持つておる方には累進的な課税もする、こういうふうにして、もう少し弾力のある、地方自治体でもとられるような、全国一律とかということではななくて、できるだけそういうような方策は考へておるまいか。

○政府委員(首藤義君) 土地の課税につきましても、評価のあり方、それから課税のあり方、こういった点につきましては、御指摘がありましたように、所得の状況をはるかに凌駕するような激増を来たすことのないように、今後いろいろの方策を検討してまいりたいと思つておるわけでございます。ただ、住宅用地等におきまして、二百平米以下のものを基礎控除をするとかあるいは非課税にするとかあるいは累進課税の制度をとつていく、こういう問題は固定資産税本来の考え方から非常に実問題がございまして、と申しますのは、固定資産税はその財産を所有をしていておるところに担税力を見出すというふうな一つの物税でございますから、累進課税とい

たような制度をとりますことは、御案内のように、累進課税は、所得税の、自然人の所得に課する課税、こゝにいたつたような場合に非常になじむ方策でございまして、このような物税では基本的に問題があるということ、それから技術的にもまた、個人があちらの町村やこちらの市町村にばらばらに土地を持ったりいろいろいたしますものから、そういう面の名寄せの扱い方等の具体的な問題についても問題がございまして、累進課税のあり方ないしは基礎控除の見方等につきましまして、現在の制度になじみがないものがある、このように考へておる次第でございます。

○河田賢治君 なじみがなくても、新しいことをやってみなければ、それは一つの進歩ですね。あまりいつまでも同じことにこだわらなう。つまでもやっていると、これはもう何の発展もないし、そしてまた生活も生き生きしてきませんし、納税者にとってもちっとも興味がわかぬわけですね。納税にも協力しようという気も起こらぬと思うのです。だから、新しい試みは、特に自治省は財政的にも非常にみんな困難なところばかりを受け持っておるわけですから、できるだけ住民の意思を体して、ときたま新しいことはこれからやってみよう、こう思うわけですね。それから、もう次に入りますが、ちょっとこれは建設省の方にお聞きしたいのですが、生産緑地の問題ですね。これは、法案は出ていますか——私はまだ知らぬのですが、これについての構想を、大まかでけっこうですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(野呂田芳成君) 法案は衆議院の建設委員会のほうにきのう付託になりました。参議院のほうはまだございまして、概要について御説明申し上げますと、非常に都市の環境悪化ということが叫ばれておるものですから、公園とか、緑地のように公共空地をつくることとあわせて、民有緑地で、条件のいいものを都市計画制度にのせまして、都市の環境保全に寄与させたいということで、この法律を構成しております。それを生産

緑地地区といつておられますけれども、二種類ございまして、第一の第一種生産緑地と申しますのは、市街化区域内にある農地等——農地等と申しますのは農地と一体となる山林とか湖沼を含んでいるものでございまして、そういう農地等でも幾つかの条件に該当するものを第一種生産緑地といつております。一つの条件は、公害や災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設、これは公園とか緑地とかございまして、そういう敷地の用に供する土地として適しているということが第一の要件でござい

ます。それから面積要件といつたしましては、おおむね一ヘクタール以上あるということが条件でございしますが、これには特例がございまして、一つは、森林とか果樹とか茶畑のような永年作物といわれるものにつきましては、おおむね〇・三ヘクタールあればよい。それから、こういう永年作物でなくとも、都市公園等が現に介在しまして、その周囲にあります農地等であれば、やはりおおむね〇・三ヘクタール以上あればよいということになっております。あとは、用排水等の状況を勘案いたしまして、農林漁業の継続が可能な条件を持っているというような条件になっております。

第二種生産緑地は、いま申し上げましたのと同じでございまして、違いますが面積要件でございまして、面積要件はおおむね〇・三ヘクタール以上ということになっております。しかも、この第二種生産緑地は、市街化区域内で土地区画整理事業等の事業が完了し、または継続中である、そういう開発行為がすでに行なわれたところで、七割以上宅地供給が進みました場合に、三割を限度といつたしまして二種生産緑地地区として指定できるという制度にございまして、もちろんこれは関係権利者の全員の同意を得た上で市町村長が知事の承認を得て定めるといふことになっております。市町村でございまして、市町村が定めるといふことになってございまして。

第一種生産緑地は、都市計画制度としてはずっとかかりますが、二種につきましては、十年間で失効するということにございまして、それから一回に限り十年間延長できるというふうにしてございまして。この趣旨は、市街化区域内でございまして、御案内のとおり、市街化区域といふものは、今後おおむね十年間の間に段階的計画的に市街化をしなければならぬ区域でございまして、しかも、そこで二種のように、せつかく市街地開発事業が完了いたしました、七割以上宅地供給がなされた地区につきましては、一応十年間制度としてありますれば、その間、もう使い道が確定いたしましたので、都市計画としてもはっきりしてくるといふことで、一応十年間の失効にしたわけにございまして。

それからこの生産緑地に指定されますと、「行為の制限」が働きます、非常災害等の応急措置とか、公共施設の設置、管理にかかるとか、それから、この制度がございする前にすでに着手していた行為とか、そういうものを除きまして、建築物の増築とか宅地の造成とか水面の埋め立て、干拓のような行為が禁止される。それに違反しますと、原状回復命令が発生するということにございまして。

この両方の生産緑地とも、買い取り請求権というものを認めておまして、一種につきましては十年、二種につきましては五年たちますと、市町村に対しては買い取り請求ができるということにしてあります。この五年、十年たたなくても、農業に従事していた主たる者が死亡したり、あるいは死亡までは至らなくても、事実上農業を継続することがきわめて困難になった場合におきましては、買い取り請求ができる。買い取り請求がございまして、市町村長は適正価格、これは公示価格でございまして、それで買い取らなければならぬというようにしてあります。特別な事情がない限り買い取るということにございまして。もちろん、市町村長は自分だけではすべてのものは消化できませんから、住宅公園とか県とか住宅供給

公社とか、そういうものも含めまして、買い取りの相手方を定めて受けるということにございまして。価額につきましては公示価格をとりますけれども、公示価格は一平方キロメートルでございまして、具体的な価額につきましてはやはり当事者間の協議にまかしてございまして、価額が合わない場合には第三者協議ができるということにございまして。それから、死亡とか重大な事故とかということじゃなくて、比較的軽い疾病によりまして農業を継続することがつらいという場合にも、買い取り請求を認めておるといふことになってございまして。

それから、先買い制度を適用するということにございまして。まあ大きな問題といたしまして、こういう生産緑地地区に指定されますと、宅地並み課税の適用が除外されるということにございまして、それからこの法案には入っておりませんが、先買い請求で農地を手放した場合には、譲渡所得が五百万円基礎控除になる。それから先買い制度が適用されますと、やはり五百万控除が働くというふうな税法の改正が進められ、すでにまた先買い制度については、制度がございまして、これに乗れるということになります。

非常に簡単ではございますが、趣旨はそういうことになってございまして。

○河田賢治君 どうも、おおよそわかりました。ところが、いまこうしてある程度都市計画を兼ね、緑地をふやしたりあるいは将来公共用地になるといふようなものをするのも確かに必要なんですけど、私はもうちょっと実態を知つてもらう必要があると思つてます。たとえばこれは宇治なんですけど、宇治は茶を専ら産地です。ここでは御承知のとおり、宇治は茶をつくつておるところでございまして、宇治では四十八年度における茶園の面積というのは、全体で九十七・九ヘクタール、うち市街化区域内に五十九ヘクタールあるわけなんです。ところが、一種の生産緑地に指定される見込みがあるという農地は、宇治市宇治池森という

ところで、〇・三ヘクタールです。一カ所だけだ
というんですよ、ちよっと大きくまとまるところ
は。非常にもう個人個人の所有というのには小さ
くなって、茶は大体〇・一ヘクタールあれば十分
ないま生産をしているというのを言われている
んですね。ですから、生産緑地をつくるにして
も、まあ、それはある程度集団にやりましても、
非常にそこで耕作しているたんぼというものはも
う小さいんです。そして御承知のとおり、良質
の茶をつくり出すにはずいぶん手間がかかる、お
おいをしたり、はずしたりしてやりますね。だ
から、そんなにたくさん大きな面積は持てない
わけなんですけれども、こういうところは、こう
なりまして、一ヘクタールの——たんぼのほうは
別として、茶園なんかを何とかしてあれす
るといふことになりまして、なかなか生産緑地と
してもやっつけていけないわけですね。そういう面積
の大きさが問題が出てくるわけですね。

それから、御承知のとおり、こういうところは
はまだやはり大きな大会社、商社ですね、こうい
うのが土地をやはり持っているんです。私の資
料によりますと、宇治市の市街化区域内で、こう
いうような四十九年の一月の法人の土地所有で
ね、これを調べてみますと、京都総合食品センタ
ーというのは五・九ヘクタール、渋谷木材K.K.が
五・二ヘクタール、住生不動産が三・六ヘクタ
ール、大協産業が十・五ヘクタール、大洋建設が
三・四ヘクタール、その他五十七ヘクタールで、
八十五・六ヘクタールが市街化区域内にあるわけ
なんです。で、市街化区域内の茶園がどれだけの
かというところ、これが五十七ヘクタールなんです
ね。だから、それ以上のものを、茶園以上のものを
こういう市街化区域に大体法人が土地所有をして
おる。こういう例はここだけじゃありません。それ
から市街化区域外でも、住友商事が八十ヘクタ
ール、これは大きいですね。東海建設が二十三・
四ヘクタール、その他十五・五ヘクタール、計百
十八・九ヘクタールというの、市街化区域外、
あるいは調整区域、無指定区域というふうなところ

も含んであるわけなんです。ですから、ほん
とくに住宅が必要だとか、都市計画が必要だとい
うときには、まあ、わりあい集团的にこれ
はあつてやりますから、こういうところを何とかし
てやります手放さして、そして住宅もつくら
す。また必要なところは、そういうところには公
共施設も必要になるわけですから、だから、いま
茶園なんかでこういう非常に零細な業者の集まっ
ているような、茶とか、あるいはその他非常に手
間のかかるような農業はやっておるところは、な
かなかそれ一つ、一ヘクタール集めるとか三ヘク
タール集めるのいまして、これはなかなかそれ
自体も困難なわけなんです。ですから、こういう
点で、法案ができたわけなんですけれども、どうも
はり政府のほうで何とかする必要がある、あんまり
規模が——必要なものもあります、大きな規模
が。高等学校とか中学とかね。けれども、小さい
ところで保育所ぐらいですから——しかし、まあ
保育所ぐらいはできるでしょうけれども、ちよつ
と学校用地を買おうというところでは買えぬわけ
ですね。だから、こういう点で、もう少し土地政策
というものが、まあこの法案に出ていますから
ら、これに対してはいろいろ審議はあつてよろし
いんじゃないか。非常に米の生産地ですとわりあ
いに楽ですけれども、土地が広いんですから。
それでなくて、非常に野菜あるいは何とかです
ね、こういう比較的高級な農産物をつくっている
ところは、みな小面積でやっていますから、ま
あこういう点をひとつのようにお考えになる
か、それだけ聞いて、おたくのほうはけっこう
すから……。

〇説明員(野呂田芳成君) 確かに御指摘いた
たような面があると思つてございしますが、生産
緑地地区の制度は、実は、地方税法とか、それ
から都市緑地保全法を先国会で御制定いただく
ときに、都市計画制度として構築しようという国会
の附帯決議がそれぞれ衆参両院からございまして、
そこで都市計画制度として構築します以上、やは

りどうしても主として環境機能の面から面積規模
をしばつていかなければいかぬという制約がござ
います。で、私も実はこの制度を構築する際
に、農民間の代表も入れなければというところで、
都市計画中央審議会が半年以上審議を重ねて法案
まで持ってきたわけですが、農協の代表者とか、
それから農政調査会の代表者とか、農業会議所の
代表者とか、農林省の構造改善局長とか、たくさ
ん入っていただきました。なるべく農業サイドの
意見を組み入れて構築してきたという経緯がござ
いまして、その審議会でも先生から御指摘ござ
つたような問題があつたわけなんです。が、しかし、
これはやはり都市計画として構成する以上、環境
機能という面をどうしても維持しなければいか
ぬ。そうすれば、面積要件ということが基準にな
る。それから漏れるような問題は、むしろ農家経
営の安定とか、生鮮食料基地の確保とか、農政サ
イドの問題じゃないかという議論が起つたりし
まして、まあいろいろ調整した結果、たゞいま御
説明したようなところに落ちついてきたという経
過を持っております。

で、その都市計画制度として構築します以上、
やはり同じ都市計画制度として構成されておるの
は近隣公園でございまして、これが大体一
ヘクタール程度でございまして、原則はそれに合
わさしていただいたというところになってございま
す。しかし、いま先生から御指摘いただいたよう
に、宇治の茶畑等のような問題は、私も先ほど
触れましたけれども、非常に比較的環境機能が高
いわけですから、これはおおむね〇・三
ヘクタールでいいんじゃないか。この〇・三ヘク
タールといふのは、都市計画制度としては最
小の規模でございまして、児童公園が大体そん
なものでございまして、児童公園に合せている
というところでございます。ただ、ここで、おおむ
ね〇・三ヘクタールでございまして、私もおおむ
ねのおおむねというものは、現実にはまだ通達に
なっておりませんが、〇・二ヘクタール強
あればいいんじゃないかというふうにご考慮して

してもらいたいというふうな思っております。し
かも、この〇・三ヘクタールというのは、一人
所有する必要はございませんで、何人でも所有して
も一団として〇・三ヘクタールそこあればいい
ということになりますから、かなり運用上は弾力
的に運用できるんじゃないかと。しかも、法案に
もありませんけれども、どうしてもそこで希望しな
い者がありますと入れかえができません、そのため
のあつせんの規定を置いた。それからあつせんし
た場合のいろいろ税制上の面につきましても配慮
していただきたいというふうにしてございまして、
入れかえによって、〇・三ヘクタールまで何人か
の人を集められることが可能じゃないだろうか
というふうにご考慮しておりますので、なるべくそう
いうことで実態に合いますように運営してまいり
たい。

で、先ほど先生から御指摘いただいたように、
まだ市街化区域内等で非常に法人の土地保有があ
るんじゃないかという御指摘でございますが、この
点につきましては確かでございますので、私ども
も別途、また国会のほうに法案が出てまいるわけ
でございますが、大都市地域における住宅地の確
保に関する特別措置法というものをこの国会に御
提案申し上げたい。そこでは、市街化区域内でそ
ういうふうな法人等が持つております土地等につ
きまして、かなり新しい強制的な制度をつくりま
して、緊迫した住宅地の確保に役立たせたいとい
うことで、近く法案をまた国会に出す予定になつ
ております。しかも、まあ都市環境の確保とい
うことでいきますと、生産緑地ばかりでございま
せんで、公園緑地の問題とか、あるいは先国会に
通りました都市緑地保全法の問題とか、あるいは
風致地区の問題とかいろいろございまして、そ
ういう地区でかりに法人等が保有しておるよう
なところがありますと、嚴重に土地利用を規制いた
しまして、都市の環境保全に寄与させるように運
営してまいりたいというふうにご考慮してござ
います。〇河田賢治君 いま生産緑地の問題で聞いたの
は、御承知のとおり、この前の宅地並み課税に対

政策もからみませんが、そういった接点として生産緑地が設定されたわけでございますから、この適正な運用が行なわれる限り、これにおいては農地課税をやっていく。したがってそれを前提にいたします限り、この制度が完備した時点においては、市街化区域内の農地に対する税の還付とか、あるいは補助金の交付、こういったものの必要性は起こらないものと、したがって、そういったものを実施することは制度上は適当でないかと私どもとしては実は考えておる次第でございます。

ただ、御指摘のように、生産緑地を設定するにつましても、一、二の三でいきますと上がるというのではないと思えます。その間、経過措置が、経過的な期間が必ずかかろうと思えますので、その経過期間の中において、生産緑地に準ずるようなものだという判定のもとで若干の補助金等の交付が行なわれる、こういった事態もこれはあり得るやむを得ない、このように私どもとしては考えておる次第でございます。

○河田賢治君 私の心配しますのは、これは全部生産緑地にしまえ、そうすれば固定資産税はかからぬ、税金の面から見れば、それから、なかなか小面積ですね、さつき言いましたように、ほんの一ヘクタール—コンマ〇—つまり一反歩ぐらいですね、あるいは、それ以下のところがたくさんあるわけですね。これがやはりどんなところでも、一反歩以下でもほとんどやれるというなら、みなそこへ今後五年、十年とって、先を見ればそれはやるかもしれないけれども、そういうなかなか—何といいますが、緑地だ何だということになりますと、なかなか農民の方々はおいそれとはすくいいかぬと思ふんですね、こまかいんですから。だから、生産緑地の関係がどの程度まで—水田とか、そういうところならわりあいにとままりいと思えますけれどもね。菜園とか、ああいう非常にこまかいところはなかなかまとまりにくいと私は思うわけです。だから、この法律ができましたも、非常に最低限がいれば実際の事

情に合ぬ場合もしばしば起こりますし、そういう場合に、やはり地方自治体としてはそのいんな農民の—しかも比較的宇治茶の中でのいい茶をあそこはつくってありますから、だからそういうところにはある程度の農民に対して補助政策をとっている。宅地並み課税額の半分くらいを返すほど仕事もしておる。こういう場合には、宅地並み課税だからこうだというふうな問題はちよつとまた不公平が出てくるんじゃないかと私は思っておりますよ。この辺で、あとまた大臣にも聞きますけれども、将来ですね。そういう問題を含めて、やっぱり宅地並み課税というものは再考に値する問題じゃないかと。先ほど建設省の方に言いましたけれども、東京だけでもすいぶんいま大商社、大会社が、御承知のとおりたくさん土地をまだ持っているわけですね、市街化区域内で。そしてまた市街化区域外にも相当ある。建設省あたりはそれで宅地開発公園やろうと言っているんですからね。まだまだ市街化区域内でも非常に宅地に合ったものがすいぶん残されていると—さつき手治でも話しましたとおり、こういうものには先下手をつけて、まあ多少でも緑のところは残しながら、徐々に年が進むにしたがってこれは個人個人でその土地計画に従って売る人もできるでしょうけれどもね。あまりこれを無理やりすると、相当地方自治体の段階では混乱が起るだろうというふうにも考えるわけですね。この点について、何といいますが、法案の成り行きと実際を見ながら、やっぱり宅地並み課税なんかの問題は再考に値するんじゃないかとどうも私には思ふわけですよ。その点、ちよつと考えを言つてくだされ。

○政府委員(首藤義君) 先ほど申し上げましたように、この生産緑地制度が、一方では宅地の大幅供給という土地政策の問題の要求、それから他方では緑地の保全ないしは農業の保全といったような問題との接点として一応でき上がった制度でございますので、この運用の妙が期せられるという事態において初めてその目的が達成される。そ

の間において、いろいろ問題点があるというようなことが考えられるわけでございます。先ほど建設省のほうからお答えがございましたように、茶園でございますとか、あるいは果樹園でございますとか、こういったところについては、面積要件等についてもかなり弾力的な運用をする、こういうことも申し上げるようでございます。私どももいたしましては、建設省のほうにもなるだけこの生産緑地の指定に対して弾力的な指定運用をやつてもらつて、できるだけ残すべきものは残す、しかし、その残るべきものは、やはり制度としては一定のこういう生産緑地という資格を得たもの、これについて残すことにして、その分にはそうあつてしかるべきかと思つてござい

ます。なお、先ほど申し上げましたように、経過的に生産緑地の指定が了しますまでにかなりの期間がかかると思つたので、その期間内において、まあ地方団体が独自の措置をいろいろお考えになるということもあり得ようかと、こう考えておるわけでございます。

○河田賢治君 あと、もう二つばかり問題があるんですが、この市町村道路ですね、目的財源、これは、今度も若干都道府県や市町村のあれも変わりますけれども、とにかく道路五カ年計画では、国の財源が大体国では八二・二%ですか、もう数字は要りませんが、道府県では七三・一%、市町村ではわずかに二四・四%と。いまだこでも自動車のラッシュで、地方道もバイパスをつくつた、あるいは普通の大きな商店街を通っているような主要道路、ここを通り抜けるため、海岸やら山のトンネルを掘つたりして地方道もほとんどつくつていられるわけですね。それから町村に行きますと、すいぶんまだまだひどい道路もあるわけですね。だから、何としても交通もある程度便利になさなければならぬので、モーターゼーションいかぬいかぬと言いながら、一面そういう問題もあるよう

町村に大幅にどんどん移す。もう国はかなり、御承知のとおり、何ですか、舗装率あるいは改修率ですね、こういったものがかなり進んでいるわけですね。地方道もやつと半分ちよつとこえてい

○政府委員(首藤義君) ただいま御指摘をいただきました道路財源、特に市町村道の道路財源の充実につきましては、全く御主張の、御説のとおりでございます。私どももそういう考え方で市町村道の目的財源の充実を考えたわけでござい

ます。御承知のように、ことしの税制改正で盛り込んでおりますのは、地方税といたしましては自動車取得税の税率の引き上げ、三%を五%に引き上げる。この取得税は七割が市町村道にまいるので、市町村道の目的財源の充実ということをねらつてこれを行ないます。それから、さらに国税の増加に伴いまして、ガソリン税の値上げに伴います地方道路譲与税の増、それから自動車重量税の増税に伴います譲与税の増、これを合わせまして約千億弱でございますが、これだけの財源の増加をはかつたわけでございます。この結果、市町村道の目的財源の充当率でございますが、四十八年度は二二%程度でございましたものが、四十九年度の事業費ベースでは約四〇%、三九%余り、こういうことに充当率としては増加をいたすわけでございます。しかし、四〇%程度の充当率では、私どもとしてはまだ決して十分だとは考えておりませんので、今後とも市町村道の目的財源の充実に努力をしてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○河田賢治君 それから、もう一つは軽自動車の

税金ですね。これはいま、御承知のとおり、四月一日現在に軽自動車所有している者にその年度の税金を課すということになっていきますね。そうして年度の途中で軽自動車の購入とかまたは廃車した場合は、月割り計算して課すことになっていく。ところが、新車の購入とか廃車する者が非常に多いので、市町村の徴収事務というものが膨大なものになって、軽自動車税の徴収の三分の一にも相当する金額が徴収に費やされている。京都市なんかそう言っておりました。大体三〇%ちよつとこえると言っているんですね。ですから、ここで経費最少の原則、これは自治省あたりでもよく言われているのですけれども、税をきめる場合、できるだけ徴収費を少なくするように税制をやらなきゃならぬという原則ですね。そこで、経費最少の原則の立場から、月割り課税をやめたらどうだと、こういう意見が京都市のほうからも言われておたつたわけです。なるほど、その四月一日以後に購入したり廃車したりしますと、確かに年割りで、若干の不公平はありますけれども、総体として一台分がたいしたものじゃないですわな、軽自動車の税額というものは、徴収費がそんなにかかるといへんんじゃないかというところで、年度途中の購入は納税しなくてもいいことになるが、また一方、廃車も年々年度途中にするのが圧倒的に多い。その場合はやっぱり年額の全部を課されることになるから税収に大きく響くことはいない。税収の面から見ますとね、徴収費が非常にいま一人もだいたい簡略になるわけですね、そういう点で、こういう点ははどうですか。多少不公平な原則のように思いますが、額がたいしたことじゃないんですから、いまは。

○政府委員(首藤秀君) 軽自動車税、これは自動車税におきましても同様でございますが、月割り課税という制度がございます、これは徴収を非常にめんどうくさくしておるというところはもう全く御指摘のとおり事実でございます。それで、軽及び自動車税の双方とも、この月割り課税をむ

しる廃止をしたらいいんではないかという説、主張もあるわけでございます、私も現在いろいろ検討しておるところでございます。この点につきましては、たゞいま先生も御指摘いただきましたように、まあ還付を受けるケースが、年税にしてしましますと受けられなくなるという若干の不公平が出てまいります。これが納税者サイドとしてどう受けとめられるか、そのメリットとデメリットの両方の調整をどう考えるか。こういう問題が最終的な問題の所在でございます。これが大方の了解を得られるならば、すっきりした年税にしてしまおうということが非常に望ましいものと考えておるわけでございます。

なお、まあ軽自動車税も自動車税も全く同じような構成、構造でやっておりますので、でき得べくんば両方やはり同じ立場で今後検討を続けてみたい、こう考えておるわけでございます。

○河田賢治君 これでもう済みですけれどもね、全国町村長大会では、やはりこの問題をとらえて、道路整備あるいは徴収費の増高等の財政需要に対処するため、これは軽自動車税の税率引き上げをはかってもいい、これは一方は上げてもらいたいという意見ですね。まあ私の言っているのは、むしろ月割りをなくして、購入あるいは廃車を四月一日だけでしまえという意見なんです。

この論拠としましてね、このほうでは、固定資産税ね、これはやはり一月一日現在で固定資産を所有している者に納税義務があると。これは年の途中や、固定資産を失ってもまた取得しても、月割りにはないじゃないか。こういう一つの、立論でなくて、実際のあれがあるわけですね。だから、固定資産税がそうならば、まあ軽自動車ぐらゐはそんなこともできるんじゃないかという考えを述べられておるわけなんです。ですから、この点も、やはりそういう実例があるんですから、強く、大蔵なんて聞かなくても、これは自治省だけぐらゐでやれる問題じゃないかと思っております。ひとつこれは御検討願いたいと思

のです。

○政府委員(首藤秀君) 御指摘のとおり、固定資産税においては年税になっておるわけでございますが、まあ理屈を申し上げますと、固定資産の場合には移動が他の者に取得をされますので、その売買なり何なりの間に、実際の負担の転嫁その他の話し合いが行なわれる余地があるわけでございますが、自動車及び軽自動車の場合、廃車をしてしましますと、その分だけ返ってくべきものが返ってこないという状況が起こり得るわけでございます。まあこれは理屈でございます、実際問題として、いずれにしろ大した金額ではないわけでございますから、そういった還付金が返らないというデメリットと、それから徴収が非常に楽になるといふメリットと、その考え方の調整をどう了解をなさるか、こういう問題であろうかと思っております。税制調査会等の大方の御意見を承りながら、両税あわせて今後検討させていただきます。

○委員長(久保田藤彦君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤寿夫君及び安井謙君が委員を辞任され、その補欠として竹内藤男君及び中村登美君が選任されました。

○占部秀男君 午前中に大臣のおられないとき、首藤局長にこまかい内容点について質問したんですが、さらに大臣に、三つの点だけ今度の改正についてお伺いしておきたいんです。簡単に伺いたいします。

その前に、局長に伺いたいんですが、地方税の特別措置の問題ですね、租税特別措置。国の分と並んだやつと地方税独自のやつと、この総額で四十九年度ほどの程度になる見通しでありますか。また見通しがわからなければ、四十八年度のある程度の事実でけっこうです。

○政府委員(首藤秀君) 租税特別措置等によります減収額でございますが、御案内のように、国税の

租税法に伴います減収と、地方税独自のものと、両方あるわけでございますが、四十九年度の見込みは、国の租税特別措置による減収額が約千四百億円、それから地方税の非課税措置によります減収見込みが二千九百億円でございます。合計合わせまして三千四百九十億ほどに相なります。

○占部秀男君 大臣にお伺いをしたいんですが、いままでずっと質疑をしまして感じたことは、今回の地方減税の趣旨というか、なぜ減税しなければならなかったか、こういう中には、石油ショック以来の日本経済の変化、それがもたらすところの地域住民の生活への影響、こういう問題が相当大きなファクターとしてあることはいまななと思うんです。そういうような点を基本に考えますと、今度の改正案は、まことに不十分で中途はんばな点が多い。たとえば各種控除の問題にしても、あるいは道府県民税の個人所得割りの税率の調整の問題にしても、あるいは固定資産の問題にしても、どうも中途はんばな点が多いのであります。その原因はどこにあるかということ

を私なりに考えてみますと、結局、総需要を抑制するという政策と、それから片一方ではあまり減税をしてしまつて地方財政に影響してはならないということ、こうした、何と申しますか、考え方が、減税問題が中途はんばに私にはなっているんじゃないかと思うんです。少なくとも石油ショック前の条件と今日の条件では、社会的な経済的な条件が大きく変化しておる。この中で、先ほど私が言いましたような目的を達成するためには、この際思い切つて租税特別措置を、国のほうのいろんな関係もあるとは思いますが、独自の問題あるいは国からの連関の問題等もこれになつて加えて、ここから増収をさして、そして地方税の減をできるだけ防ぐことによつて、いま言った地方税の減税問題が、もっとふくらませるような方向にいくべきではなかったかと私は思うんであります。そういう点について大臣の見解をお伺いしたい。

○国務大臣(町村金五君) このたびの地方税の減

税の問題について、どうもきわめて中途はんばで不十分だという御指摘で、これに對しまするために、現在の租税特別措置に関するものをもつと思ひ切つて整理をするということによつて、相当の地方税額を確保することができるとは思ひませんが、この点については、すでに事務当局からもお答えを申し上げておることかと思ひますが、地方税の立場としては、国税が特別措置をしておる、いわゆる非課税措置をしておると、いうことは、それは私はそれなりに相当の理由のあるものが存在しておる、こう思ひますので、必ずしもそういう目的を私は地方税の中に加味することは、国税の場合と違つてそれほど重要度は高くないのではないかと、むしろ、そういった国税の非課税措置の影響をできるだけ遮断をしたいということまで努力をいたしておるところでございまして、現に今回の措置におきましても、発電施設の固定資産税の特例措置の廃止をするというようなことを特に踏み切ることにいたしましたのも、そういった配慮の一端であるということも申し上げるまでもございませぬ。しかし、いづれにいたしましても、地方税そのものが最近における地方財政需要の増加に十分対処しきれないのではないかと、御指摘がございました。私も、その点についてはいろいろの角度から心配をいたしておるのでございますが、御承知のように、総需要抑制の見地から、本年度の、昭和四十九年度の予算におきましては、御承知のように、公共事業等が相当に制約を受けるということになりますので、彼此あれこれ勘案をいたしてみますと、何とか昭和四十九年度の地方財政も私はつじつまが合つていくのではないかと、いづれにいたしましても、現在地方財政必ずしも財源が潤沢だというわけにはもよまらぬ、しかし、いづれにいたしましても、現になつたようなことは、本年も若干配慮はいたしたつもりでございませぬ、さらに今

後、これらの問題につきましては十分ひとつ検討を加え、でき得るだけ非課税措置の可能なものにつきましてはこれを取り上げていくということにいたしていきたいと、こう感じて考えておる次第でございます。

○占部秀男君　もう皆さんがおそろいですから、時間もあれですから、これ以上は申し上げませぬ。

それからもう一つは、第二は、今度の地方税の問題のあり方についてもそうですが、地方財政計画の策定の方針、その他自治省のいわゆる地方自治政策の基本の中には、大臣がこの前述べられたように、総需要抑制という柱があるわけですから、この総需要抑制ということは、結局いまいなつてみると、われわれの予想した以上に都道府県市町村の事務事業を萎縮させているのじやないか、こういう心配を持つわけでありませぬ。実は私、そういう心配もありましたので、まあ私なりに、全国の、市町村までは及びませぬけれども、四十七の都道府県だけは一応予算を全部取らしてみました。で、その総計が十兆七千五百八十五億六百万円、こういうことになっておりますが、この内容が非常に問題なんでありませぬ。というのは、この財政規模の伸びが、地方財政計画では御案内のように一九・四％だったと思ひますが、この四十七都道府県の財政規模の伸びを平均しますと、実に一五・八％という、非常に低いのであります。特に地方財政計画の一九・四％を上回つておると思われるのは、わずかに東京の二四・三％、そのほか四つばかりでありまして、その上回り方も一九・四％、前後というところで、あとはほとんどが一六、一五というところ、ひどいのに至つては、一二ぐらいの伸びのところがあるわけでありませぬ。これはまあ数字の上ですから、これを機械的にこれだといふか悪いのかは言えませぬけれども、ここから予想されますことは、何かこう都道府県市町村の持つ住民サービスの点、特に福祉関係の事務事業にやはり大きな影響が来るのじやないかと、こういう点を心配するわけでありませぬ、その点についての見通しは一つ、

それからもう一つは、たとえこれを押えたとしても、本年度、四十九年度は押えたとしても、次年度以降は、必要なものはやはり必要なんですからやらざるを得ない、そのときに反動的にどーっと出てきて、地方財政のあり方に相当な私は混乱を引き起こすようなときが来るのじやないかというふうな心配があるのですが、それに対する見通し、この二つの点をお伺いしたい。

○国務大臣(町村金五君)　私もまだ十分そういった点の統計と申しませぬ、計数を十分承知しておるわけじやございませぬけれども、しかし、いま占部委員が御指摘になりましたような情勢にあると、私も大体の判断をそういうふうに見ておるのでございませぬ。で、これはもう御承知のとおり、先ほど申し上げましたように、なぜ都道府県のそういう予算が、地方財政計画全体で私どもが一応めどをつけたものよりはかなり減つておるのはどこにあるか、これは申し上げるまでもなく、やっぱり建設事業というものをかなり押えたということが一つの理由のようございませぬ。さらに、地方といたしましては、今後におけるわが国の経済情勢というものが一体どうなるのかというふうな点について、将来の見通しが必ずしもつげたいというふうなことか、例年でございますれば当初予算に全部計上したものを、あるいは第二定例会に延ばすというふうな計画のもとに、今度はこの程度にとどめたというふうなところも実際にはあるようございませぬ。でございませぬからして、そのよつて来た原因というものはいろいろあると思ひますけれども、いづれにいたしましても、当該府県の当局の考えで、いま御指摘になりましたように、かなり地方財政計画を下回るような予算編成になつたというところは私どもも見ておるところでございませぬ。しかし、このたびの地方財政計画におきましては、占部議員も御承知をいたしておるようには、かなり私どもとしては福祉関係の予算あるいは公立文藝関係の予算というふうなものはこれを

できるだけ補充しなさいかぬ。いわゆる生活関連の予算というものは、これは地方財政計画におきましてもかなり伸ばしておることは御承知のとおりでございませぬ。したがつて、私は今回の都道府県の予算というものの内容を一々検討いたしましたわけではございませぬけれども、大体において、いままでは建設事業というものの非常に力が入つておつたというものを、若干今度は少し歩度を弱めて、そして福祉関係あるいは教育予算あるいは生活関連予算にはかなりの力が入つておるといふのが今度の私は都道府県予算の特色ではあるまいか、こう見ておるわけでございますが、御指摘になりましたように、いまぐつと縮めておいて、今度来たるべき機会にはさらに大きくこれを逆に反動的に伸ばさなさいやならぬというふうなことで、地方財政に非常な混乱が起きやしないかという御懸念も、私どももどなたとも思ひますけれども、私どももいたしましては、やはり今日の場合物価の安定をはかるということがわが国としては最大の課題でございませぬので、地方団体におきましても、そういった物価抑制の目的を達成するための大方針というものに協力をしていたらいたしたものと、かように私どものほうは見えておるところでございませぬ。今後の問題につきましては、わが国の今後の経済情勢の推移いかによりました、自治省といたしまして、そういう特につまみしことを押さえておるといふようなことにつきましては、今後十分われわれとしても配慮を加えてまいらなければならぬ、かように考えておるところでございませぬ。

○占部秀男君　そこで、大臣にお伺いしたいのですが、注文をしておきたいことがあるのですが、それは、いまの財政規模の縮んだという問題の中には、税収見積もりを相当縮めて見ていると、危ないから、つまり、何といひますか、地方財政計画で一応三〇％の伸びを見ておるわけですが、それを各都道府県に聞いてみますと、どこでも一様に二〇から悪いところは一九ぐらいの伸び、多いところでも二二、三の伸びしか見てないんです。と

後、これらの問題につきましては十分ひとつ検討を加え、でき得るだけ非課税措置の可能なものにつきましてはこれを取り上げていくということにいたしていきたいと、こう感じて考えておる次第でございます。

○占部秀男君　もう皆さんがおそろいですから、時間もあれですから、これ以上は申し上げませぬ。

それからもう一つは、第二は、今度の地方税の問題のあり方についてもそうですが、地方財政計画の策定の方針、その他自治省のいわゆる地方自治政策の基本の中には、大臣がこの前述べられたように、総需要抑制という柱があるわけですから、この総需要抑制ということは、結局いまいなつてみると、われわれの予想した以上に都道府県市町村の事務事業を萎縮させているのじやないか、こういう心配を持つわけでありませぬ。実は私、そういう心配もありましたので、まあ私なりに、全国の、市町村までは及びませぬけれども、四十七の都道府県だけは一応予算を全部取らしてみました。で、その総計が十兆七千五百八十五億六百万円、こういうことになっておりますが、この内容が非常に問題なんでありませぬ。というのは、この財政規模の伸びが、地方財政計画では御案内のように一九・四％だったと思ひますが、この四十七都道府県の財政規模の伸びを平均しますと、実に一五・八％という、非常に低いのであります。特に地方財政計画の一九・四％を上回つておると思われるのは、わずかに東京の二四・三％、そのほか四つばかりでありまして、その上回り方も一九・四％、前後というところで、あとはほとんどが一六、一五というところ、ひどいのに至つては、一二ぐらいの伸びのところがあるわけでありませぬ。これはまあ数字の上ですから、これを機械的にこれだといふか悪いのかは言えませぬけれども、ここから予想されますことは、何かこう都道府県市町村の持つ住民サービスの点、特に福祉関係の事務事業にやはり大きな影響が来るのじやないかと、こういう点を心配するわけでありませぬ、その点についての見通しは一つ、

○国務大臣(町村金五君)　私もまだ十分そういった点の統計と申しませぬ、計数を十分承知しておるわけじやございませぬけれども、しかし、いま占部委員が御指摘になりましたような情勢にあると、私も大体の判断をそういうふうに見ておるのでございませぬ。で、これはもう御承知のとおり、先ほど申し上げましたように、なぜ都道府県のそういう予算が、地方財政計画全体で私どもが一応めどをつけたものよりはかなり減つておるのはどこにあるか、これは申し上げるまでもなく、やっぱり建設事業というものをかなり押えたということが一つの理由のようございませぬ。さらに、地方といたしましては、今後におけるわが国の経済情勢というものが一体どうなるのかというふうな点について、将来の見通しが必ずしもつげたいというふうなことか、例年でございますれば当初予算に全部計上したものを、あるいは第二定例会に延ばすというふうな計画のもとに、今度はこの程度にとどめたというふうなところも実際にはあるようございませぬ。でございませぬからして、そのよつて来た原因というものはいろいろあると思ひますけれども、いづれにいたしましても、当該府県の当局の考えで、いま御指摘になりましたように、かなり地方財政計画を下回るような予算編成になつたというところは私どもも見ておるところでございませぬ。しかし、このたびの地方財政計画におきましては、占部議員も御承知をいたしておるようには、かなり私どもとしては福祉関係の予算あるいは公立文藝関係の予算というふうなものはこれを

つくり上げられているというより不十分さがあ
るといふこと。また、道府県民税の個人の所得割
りの問題にしても、多年の懸案であつたいわゆる
累進税率の問題が依然として見送りになつてお
る。市町村民税では十三段階があるのに、県民税
では二段階でそれをしていふというような点。

さらにまた、各種の零細企業関係の各種控除の
引き上げも中途はんばになつておりますし、特に
最後に大臣に私も質問しました事務所・事業所税
の創設問題などは、今回が一番いい時期なん
です。大企業が国民の世論の前にさらされておる、
こういうときじゃなければ、こういう問題はでき
やしませんよ。それを依然として見送つておると
いふというふうなこのあり方、こういうことにつ
いては賛成できません。

したがって、日本社会党としては、減税する方
向については、これは大賛成であります。その
やり方については納得できませんので、この改正案
には反対であります。

○原文兵衛君 私は自由民主党を代表して、地方
税法の一部を改正する法律案に対して賛成の意を
表します。

昨年十月の石油危機を契機に、日本の経済情勢
はきわめて起伏の激しい様相を呈してまいりまし
た。特に物価の高騰は著しく、このため、国の財
政政策の目標としては、総需要を抑制し、短期に
物価を鎮静し、国民の不安を一日も早く取り除く
ことが、最優先的課題として取り上げられること
となつたことは周知のとおりでございます。

今回の地方税法改正案は、個人住民税の課税最
低限の引き上げ、事業税における個人事業主控除
額の大幅引き上げ、中小法人に対する軽減税率の
適用所得範囲の拡大、小規模住宅用地に対する固
定資産税負担の軽減、ガス税率の引き下げ等、各
税目にわたつて減税を実施するとともに、市町村
民税の法人税割りの税率を引き上げて市町村税源
の充実をはかり、また特例措置として自動車取得
税率を引き上げて現下の情勢に対処するなど、多
彩な措置を内容としたしております。

地方税制は、社会、経済情勢の変化に対応し、
常に合理化が進められなくてはなりません。また
その改正は、国の経済財政政策を考慮しつつ、他
方、地方団体の個別財政、住民負担の状況等を十
分配慮して決定する必要があります。

以上のような観点に立つて政府提出案を検討し
ますとき、その改正内容は、地方財政の状況と住
民負担の現況にかんがみ、当面の措置として妥当
なものと言わなくてはなりません。

簡単であります。賛成の理由を申し述べまし
て私の討論を終わります。

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、議題
となつております内閣提出の地方税法の一部を改
正する法律案に対して反対の討論を行ないます。

反対理由の第一は、地方の自主財源の充実が不
十分であるということであり、今回の改正で
は国税収入七、地方税収入三の比率を改め、自主
財源の充実をはかるための手だてがなされていな
いこととあります。地方自治の確立は地方自治体
の自主財源の確保により保障されるものであつ
て、富が集中しているといふ大都市までが地方
交付税の交付団体に転落している実態は、地方
自治にとつて誠に憂慮すべきこととあります。

反対の第二は、住民税の負担の軽減についてで
あります。

住民税の課税最低限は、夫婦子供二人の標準世
帯で百一十万円に引き上げられたのでありますが、
本年一月の消費者物価の上昇率が前年同月比で二
三・一％となつている現在、今回の減税程度では
物価調整のための減税にも達していません。ま
た、所得控除の引き上げとともに低所得者層の税
率の緩和を行なうべきであります。今回の住民
税の改正はこれにもこたえておらず、はなはだ不
満とするものであります。

反対の第三は、固定資産税についてでありま
す。

最近の地価高騰を反映して、固定資産税額は大
幅な負担増となつております。生活の根拠となる
小規模な個人住宅、零細企業の事業用の土地にと

つてはまことに苛酷な税となつております。改正
案では、小規模住宅用地については昭和四十八年
度税額に据え置くとか、個人の非住宅用地は前年
度の税額の一、五倍を限度とするとかの特例措置
をしておりますが、昭和四十八年度の固定資産税
の負担自体がもはや過重となつており、一定規模
の個人住宅、零細企業の土地に対する固定資産税
は、減免するとともに、昭和四十七年度の税額に
据え置くべきであります。

反対の第四は、国民健康保険税についてであり
ます。

国民健康保険税は、保険の名のもとにきわめて
低所得者においても多額の保険税を納めなければ
ならなくなつております。これは福祉の推進が国
民の最大の課題となつている現在、その趣旨に反
するものであり、福祉の貧困を物語る象徴的なも
のであります。福祉政策を確保するためには、国
民健康保険特別会計に抜本的な財政再建の施策を
講じ、住民の負担の軽減をはかるべきでありま
すが、これに対して十分な措置がなされておら
ません。

反対の第五は、電気税の免税点の引き上げ、非
課税措置の整理、料理飲食等消費税の基礎控除の
大幅な引き上げ、国税の租税特別措置の地方税へ
の影響の遮断措置が行なわれていないこととあり
ます。

電気料金の値上げ、物価の高騰を考えますと、
免税点、基礎控除額の引き上げは不十分でありま
す。また非課税措置の整理、租税特別措置の地方
税への遮断については、江崎前自治大臣はその洗
い直しを全面的に約束していたのでありますが、
固定資産税において多少の洗い直しはなされたの
みで、全く洗い直しが行なわれておらず、福祉社
会建設を目ざす税制にほど遠い大企業優先の税制
は改められておりません。

以上おなる反対理由を述べ、討論を終わります。

○村尾重雄君 私は、民社党を代表して、本法律
案に対して反対討論をするものであります。

以下おなる理由を簡単に述べます。
まず第一は、住民税の減税規模についてであり
ます。

今回の改正では、課税最低限の引き上げ等の
措置により、千七百七十三億円の減税となつてお
りますが、最近の物価の高騰、生活水準等を考え
ますと、あまりにも少額と言わざるを得ません。
また、人事院の標準生計費と比較しても、課税最
低限の引き上げはまだ不十分であります。

第二は土地にかかる固定資産税についてであり
ます。

土地にかかる固定資産税は、昭和三十八年以降
暫定的な措置の繰り返して、納税者にとつてわか
りやすく、不明確なものとなつております。今回
は、税負担の上昇を少しでも押えたことについて
は評価できるものの、税制度はますます不明確な
ものとなつており、納税者の納付する税制度、税
負担の軽減とはなつておりません。

第三は、地方財源拡充のための税源確保につい
てであります。

法人税率の引き上げに伴つて、地方税の法人所
得課税も増収となるのでありますが、国、地方
の税率比率を抜本的に改め、地方の自主財源拡充
のための措置をすべきであります。また、大都市
税源確保のための事務所・事業所税の創設も早急
にすべきであります。これらの課題に改正案は
こたえておりません。

第四は、電気税、ガス税の全廃についてであり
ます。

この税は好ましくない税として毎年毎年廃止す
るよう要請してきていふところであり、今回の
改正は、電気税とガス税に分離して、ガス税の
税率を引き下げたことは一応昨年要請してきたこ
とに一部こたえていふものではあります。全廃
にはほど遠いものであります。

最後に、昨年、本年と、戦後最高の物価の狂乱
に見舞われ、国民の生活は著しく苦しくなつてお
りますので、この際、地方税全般について、従来
の機械的な、規則的な改正ばかりでなく、住民の

生活状況に合った税制にするよう検討されることを要請して、私の反対討論といたします。

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、地方税法一部改正案に反対の討論を行ないます。

第一の反対理由は、改正案が税の重課と大衆課税の強化をはかるものとなっている点であります。

個人住民税は、今回、人的控除など十七・四％引き上げをはかっています。しかし、これは前年度名目賃金の上昇率二一・七九％にはるかに及ばない引き上げ幅であります。

しかも、課税最低限百一十六千円は、所得税の課税最低限百五十万七千円に比べ、実に四十九万一千円低く、その格差は去年の約二倍に拡大されているのであります。特に、この課税最低限が一般地の生活保護基準にも達していない事実は、この税が最低生活費にまで食い込んだ大衆課税的性格を一そう強めていることを示しているのであります。

第二の反対理由は、大資本に対する税の特別措置や優遇課税が依然として持続、強化され、税負担の公平と租税の中立性を著しくそこなっている点であります。

まず、法人事業税についてであります。

本来、事業税は、道路、港湾、上下水道をはじめ、各種の公共サービスを受容して行なっている事業活動に対して、その経費を分担せしめるものとして課する物税であります。ところが実際には、大都市の集積の利益の最大の受益者であり、かつ、集積の不利益の最大の発生源である大企業の法人事業税が軒並み非課税となつているのであります。四七年度決算では、資本金一億円以上の法人の三〇％、十億円以上の法人の二二％が非課税であります。こうした不公正かつ不当な課税実態は絶対に放置し得ないものであります。

わが党は、この原因となつてい事業税の収益金課税方式をやめ、収入金課税など、事業活動の規模をより適確にあらわす課税標準に改めること、同時に高度累進税率を適用することを強く主張するものであります。また、改正案は、石油備蓄タンク、合成ゴム、合成繊維などの減免措置を新たに強化しており、地方税における特種的減免税額は約二千億円に及んでいるのであります。これでは、国税の租税特別措置による地方税の減収と、地方税の特種減免の廃止を強く求めている自治体の要求を踏みにじるものであり、また、大企業優遇課税を依然として持続させるものであります。わが党は、その廃止をあらためて要求するものです。

第三の理由は、市町村住民税法人税割りの標準税率引き上げを、道府県民税法人税割りの標準税率引き下げによって行なっている点であります。この措置は自治体が強く求めている国と地方の財源配分については何ら手をつけず、地方自治体内部のコップの争いを激化させるものであり、政府の地方自治体に対する支配を一そう強めるものと言わねばなりません。事務所・事業所税など、都市税制の確立、所得税の市町村移譲強化など、抜本的措置によつて不交付団体を縮小し、政府の財政措置をてこする地方自治体への支配と干渉を排除することこそ、今日の緊急課題であるにもかかわらず、改正案は、むしろこの方向に逆行するものとなっております。

以上、本改正案に反対するおもな理由を述べて私の反対討論といたします。

○委員長(久保田藤麿君) ほかに御意見もなければ、討論は結局したものとして認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保田藤麿君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○高橋邦雄君 私は、ただいま可決されました地方税法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、共同提案による附帯決議案を提出いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、地方財政の現状にかんがみ、地方の税源拡充のため、国・地方を通ずる税源配分について抜本的に検討するとともに、当面、次の諸点について善処すべきである。

一、住民負担の軽減をはかるため、住民税の所得控除等の額の引上げ等の措置を引き続き講ずること。

二、中小企業者に対する税負担の軽減について引き続き検討すること。

三、都市税源の拡充のため事務所・事業所税を創設し、法人所得課税の地方への配分の強化をはかることともに、法人事業税の課税標準の合理化等についても、検討すること。

四、地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実をはかるため、必要な措置を講ずるよう努めること。

五、産業用電気税の非課税措置の整理等地方税にかかるとる租税特別措置を縮減するとともに、国税の租税特別措置が地方税に及ぼす影響をしや断するよう努めること。

六、国民健康保険事業にかかる国庫補助割合を大幅に引き上げることにより、国民健康保険税(料)の負担を軽減するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(久保田藤麿君) ただいま高橋邦雄君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、高橋邦雄君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、町村自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。町村自治大臣。

○国務大臣(町村金五君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、その実現に努力をいたしたいと存じます。

○委員長(久保田藤麿君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和四十九年四月二十三日印刷

昭和四十九年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K